

# 「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」（昭和十七〔一九四二〕年・東京帝国大学）の記録

所澤 潤

## 目次

### 一、解題

- 1、委員会の概要
- 2、記録の価値
- 3、翻刻資料の目次と所蔵状況  
註

### 二、資料

結果がもたらしたものについて簡単に紹介しておこう。

同委員会は、「大東亜共栄圏」確立の政策を背景に、共栄圏内外の外国人の東京帝国大学入学を促進する必要に迫られたことにより、評議会決定で昭和十七年五月に設けられた全学委員会である。当時の状況への適切な対応を探り、また在学中の指導監督の改善をも計るということを目的としていた。同委員会は、同年七月二十八日の評議会に中間報告書を提出し、さらに同年十一月一十一日に第十七回委員会において最終報告書（案）を決定して閉会した。

委員会の最終報告書（案）は、翌十八（一九四三）年三月三十日の評議会に提出され、学部教授会に付議された。そして、その結果に基づいて学部通則改正原案が作成され、一方で文部省の留学生教育協議会に非公式に原案を提示し、協議をした上で、五月二十五日の評議会で審議され可決された。学部通則改正は、五月三十一日附で文部大臣宛てに稟請され、六月一日附で許可され、同日附で「大學一般」（即ち学内全体）に宛てて達せられ、同日附で施行された。

同委員会の概略は、「東京大学百年史」通史の七六七頁以下で紹介されているが、今回翻刻する資料をも踏まえて、その活動と審議

但し、実際に稟請が発送されたのは六月三日、文部大臣名の許可が届いたのは七月五日、大学一般に宛てて達が発送されたのも七月五日であり、遅って施行されるということになった。

この改革においては、外国人留学生の入学・卒業に関する制度が改められたばかりでなく、同年七月十五日に、戦時下における活発な活動の中枢となる外国学生指導委員会が設けられた。しかし、約二年後に敗戦を迎えると、大学制度全体がより大きな改革を迎えたため、改革の成果は影の薄いものとなってしまう。但し、昭和二十一（一九四六）年十一月十九日評議会可決による学部通則改正（同年十月一日から施行）で、同委員会による銓衡がなくなつた以外は、この制度は概ね存続する。<sup>22</sup> 学部通則中第十一項外国学生について、もとの学部通則と、昭和十八年改正のもの、さらに戦後の昭和二十一年改正のものとを対照したのが、表一に掲げる内容である。

## 2、記録の価値

同委員会の活動とその結果生み出されたものに対して、筆者は二つの角度から関心を寄せている。

第一に、委員会の最終報告の結果、日本に成立していた大学制度の根本をゆるがすものが外国人留学生を対象に実施され、かつそれは、戦後の大学制度改革に先んじる面があつたことである。第二に、発掘の遅れている第二次大戦下の留学生受け入れ問題の一次資料だということである。

前者の角度からいふと、この時の変更は、東京帝国大学において、従来の留学生関係の規定を変更し、また従来なかつた制度を新設す

るというものであった。ここではその内の四点に注目しておきたい。即ち、大学の入学資格の変更、学士称号付与の必要条件の変更、大学院研究證明書の新設、及び留学生の入学銓衡に中央管理を導入したことである。

特に最初の三つは、東京帝国大学が設定していたその教育水準に関わるもので、他大学に影響を及ぼす事は必至の内容である。そのような決定が学内決定で可能であったのは、当時の大学の規則の多くが、法令では定められず、大学の学内の決定を文部大臣が許可するという形になっていたからである。文部大臣がある許容範囲の中で各大学の学内規則を統制し、それによつて全国の大学の水準を一定に保つていたわけだが、逆にいえば文部大臣が許可してしまえば新しい制度が生れるようになつていたわけである。

留学生の入学に関する法令は、日本人学生とは別枠で入学しようととする外国人に関する明治三十四（一九〇一）年に制定された文部省令第十五号「文部省直轄学校外国人特別入学規程」（本稿、配付資料三一一）だけしか存在していなかつた。同規程においては、大学入学資格、学士称号付与条件などは曖昧にしか規定されておらず、同規程第六条「帝国大学総長及校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設ケルコトヲ得」に基き、各大学には学内規則が設けられていた。そしてその結果成立していった規定は、配付資料一〇一一に見られるように、外国人留学生を日本人学生と同等に待遇しようするものが多く、表一からわかるように、従来の東京帝国大学の規定も標準的なものであったといえるだろう。

この委員会の報告に基く東京帝国大学の改正学部通則は、外国人

表一 学部通則中「外国学生」規定の変化

改正前	改正後 (昭和十八年六月一日施行)	改正後 (昭和二十一年十月一日施行)
第一十一 外国学生 第七十七条 外国人ニシテ学生(通則第一、第九、選科生、聽講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可シテ学部二入学者ヲ希望スル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ学部ニ於テ銓衡ノ上定員外トシテ之ヲ許可スルコトアルヘン前項ニ依リ入学ヲ許可セラレタル外国学生ノ定ムル所ニ依リ学生、選科生、聽講生又ハ研究生ニ関スル規定ヲ準用ス	第一十一 外国学生 第七十七条 外国人ニシテ学部学生(学部通則第二)、ラレタル者ヲ外国学生トス、外國学生ニ關シテハ第七十八条乃至第七十九条ノ一定ムル所ニ依リ学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生大院学生、聽講生又ハ研究生ニ關スル規定ヲ準用ス	第一十一 外国学生 第八十一条 外国人ニシテ学部学生(学部通則第二)、大学院学生、聽講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタル者ヲ外国学生トス、外國学生ニ關シテハ第八十二条乃至第九十条ノ一定ムル所ニ依リ外学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、聽講生又ハ研究生ニ關スル規定ヲ準用ス
第七十八条 外国人ニシテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我國文化ノ一般ヲ理解セシムルニ留意スルモノトス	第七十八条 外国人ニシテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我國文化ノ一般ヲ理解セシムルニ留意スルモノトス	第八十二条 外国人ニシテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我國文化ノ一般ヲ理解セシムルニ留意スルモノトス
第七十九条 外國学生ハ定員外トナスコトヲ得ノ申諸ニ依リ総長之ヲ定ム	第七十九条 外國学生ハ定員外トナスコトヲ得ノ申諸ニ依リ総長之ヲ定ム	第八十三条 外國学生ハ定員外トナスコトヲ得
第七十九条ノ一 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ 一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ適當ナル機関ノ推薦アリタル者	第七十九条ノ一 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ 一 日本語ノ語学力	第八十四条 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ 一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者又ハ高等學校高等科以上ニ相当スル学校ヲ卒業シ若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ適當ナル機関ノ推薦アリタル者
第七十九条ノ二 前条ノ銓衡ニ合格シタル者ニシテ各就キ筆記口述、其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行フ	第七十九条ノ二 前条ノ銓衡ニ合格シタル者ニシテハ入学ヲ許可ス	第八十五条 前条第一号ニ該当スル者ハ第七条第一項ノ試験ニ依リ銓衡ス
第七十九条ノ三 外國学生タラントスル者ニシテハ別ニ定ムル機関ニ於テ左ノ事項ニ關シテ銓衡ヲ行フ	第七十九条ノ五 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ第二十三条ニ依ル卒業者ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス	第八十六条 第八十四条第二号ニ該当スル者ハ各学部ニ於テ履歴、人物、健康等ニ關シテ銓衡スル外當該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル日本語及学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行フ
第七十九条ノ六 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ本人ノ出願書ニ依り教授会ノ議決テ学部ノ申請アリタル場合總長ハ大院研究證明書ヲ附与スルコトアル	第七十九条ノ七 外國学生ノ試験手數料、検定料、入學料、授業料及研究料ハ當該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徵収セサルコトヲ得	第八十七条 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ第二十二条ニ依ル卒業者ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス
第七十九条ノ八 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ本人ノ出願書ニ依り教授会ノ議決テ学部ノ申請アリタル場合總長ハ大院研究證明書ヲ付与スルコトアル	第七十九条ノ九 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス	第八十八条 学部学生以外ノ学生トシテ出願シタル者ニシテ日本ノ学校ヲ卒業セザル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス
第七十九条ノ十 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス	第七十九条ノ十一 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス	第八十九条 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス
第七十九条ノ十一 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス	第七十九条ノ十二 大学院ニ以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス	第九十条 外國学生ノ試験手數料、検定料、入學料、授業料及研究料ハ當該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徵収セサルコトヲ得

出典：昭和十八年の改正については、解題の註(2)及び東京大学本部事務局庶務部庶務課文書課「諸規則制定関係 昭和二十一年度」。

留学生の待遇を、日本人学生と異ならせるものであった。それは、各大学の学内規則に共通する部分からかなり逸脱したものであり、四点の内、特に最初の三点は、文部大臣が許容する範囲が変更されたということを意味していた可能性もある。しかも、この三点は東京帝国大学に入学しようとして、あるいは在籍する留学生に比較的有利となるので、他大学に大きな影響があつてしかるべきものであった。

右に挙げた四点について少し説明を加えよう。

第一に入学資格の変更点は、外国人留学生に限って高等学校高等科及び学習院高等学科以外の学校の卒業者の扱いを変更したことである。従来は、これらを卒業した者で収容可能数を超過した場合は、その他の卒業者には、外国人留学生といえども入学の機会を殆ど与えていなかつた。東京帝国大学の場合は殆どの学部で収容可能数超過が恒常的であったので、外国学校の卒業者や国内の専門学校卒業者は学生として入学する事は殆ど出来なかつた。ここでの決定により、専門学校の卒業者等にも原則として機会が与えられる事となつた。

第二の学士称号に関しては、高等学校高等科または学習院高等学科を卒業していない外国人留学生に対しても、従来必要条件として課していた高等学校高等科卒業検定合格をなくしたことである。当時、多くの帝国大学及び官立大学は、日本人の入学の殆ど絶対的な要件として当該大学の予科卒業、高等学校高等科卒業、又はそれと同等以上と当該大学で認定した学校の卒業、あるいは高等学校高等科卒業検定試験合格を求めていた。日本人の場合、この要件を満たさず入学するということは、一部の軍学校出身者以外は殆どあり得なかつ

たが、外国人留学生の場合は、さきに触れた明治三十四年文部省令第十五号でそれが許されており、当該大学の判断で実際に入学を許可された者もあつた。しかし、その場合は、大学の課程を終えながら学士の称号を得られない、つまり卒業扱いされないのが普通であった。尤も東京帝国大学において実際にこの制度のために検定試験を受けたものがどの程度あつたかは今後調査を要するが、この制度が東京帝国大学、そして他の多くの帝国大学・官立大学において相当に大きな障壁となっていたことは、第一回記事要旨及び配付資料一〇一から窺うことが出来る。この委員会での審議の結果、東京帝國大学においてはその制度が改められることになった。

第三の大学院研究證明書は、大学院に二年以上在学した外国人留学生で、研究報告を提出しその成績良好な者に付与することにしたるものである。当時、博士学位は大学院で二年以上研究に従事していれば論文を提出して請求することが出来たので、博士学位と同じ二年で発行される大学院研究證明書は、博士と学士の中間段階の学位に相当するとは言い難い。しかし、学部によっては実際に学位を得る者はそれ程いなかつたので、修士学位のなかつた当時にあつては、博士学位を得なかつた場合の勉学の証明が何等かの権威ある形で必要であつたわけである。

第四点の入学銓衡における中央管理の導入は、外国人留学生の入学銓衡を、中央管理機関で一旦銓衡した上で各学部で銓衡することに改めたものである。東京帝国大学では、従来学部生の入学銓衡は各学部が独自に行っており、外国人留学生に対しても入学資格以外

の点で、大学として統一的な水準を設定するようなことはしていないかった。外国人留学生に限ってとはいへ、それが崩れることになつたわけで、東京帝国大学の内部としては重要な改革であった。

右の四点の変更に対応して、筆者が戦後の制度で相通ずるものを感じているのは次のような点である。

第一と第二の点については、日本人の場合も、昭和二十一年の入学者から高等学校高等科卒業者を優先せず、専門学校卒業者などへもかなりの入学枠を与えたこと、さらに新制学校制度がいわゆる単線型となり、高等学校高等科卒業者のような優先的な入学資格を与える学校種別がなくなったこと、そしてそれらの当然の帰結として、特定の種別の学校の卒業、またはそれと同等以上という学士称号付与の必要条件がなくなったことである。

第三の点については、新制大学院において、学士と博士の中間学位である修士学位が創出されたことである。

第四の点は、全国的な大学制度として対応するものを見出すことはできないが、新制東京大学においては、教養学部への入学銓衡の後、各学部への進学段階で更に振分ける制度が作られたことである。しかし、類似した点がありはするが、外国人留学生のための改革が戦後の大学制度改革につながった、と推測させるような資料は、現在のところ発見されていないようである。筆者は、むしろ、当時の学校制度に問題の根があったため、同じような改革が提案されるのは当然であったと考えている。

筆者の関心の第二の角度、即ち、発掘の遅れている第二次大戦下

の外国人留学生受入れ関係の資料だという点からいえば、本資料は、一次資料であるばかりでなくかなり情報的価値が高い。当時外国人留学生受入れに伴つて生起していた問題を、実態調査等を踏まえて現象的によく示していること、そして、問題の根が学校制度のどの辺りにあると當時考えられていたかが、その解決策を通して読み取れるからである。また単に過去の事実としてではなく、日本留学が反日感情を生むといった昔から今日に至るまでの問題の根を探る上で、また急速に大学、大学院への留学生受入れ数が急増している現状にどう対処していくべきかを考える上で振返つてみる価値がある。この資料から読み取れる具体的な問題は、聽講生としての入学はできても正規の学生としては入学できない、学生として入学し大学の全科を修了しただけでは学士となれない、大学院に入学しても博士学位をとれなかつたならば證書も何も残らない、入学銓衡が学部により区々である、第一高等学校特設高等科に入學すると帝國大学に学士となり得る学生として入学できても日本人の友人ができない、等々である。こうした点は、今日日本で生起している問題と同型ではないが、筆者には今日に通ずる側面があるように感ぜられる。即ち、研究生として受け入れられても正規の大学院学生にはなれない、博士課程に在籍しても博士学位が得られない、系、専攻、研究室により留学生に対する対応があまりに違う、友人が出来ない等々の問題である。

ところで、これだけ大きな改革を断行しながら、女子の学部学生入学の問題が残され、当分の間という限定付きではあったが、この

時も入学を許容されるに至らなかつた。筆者は別稿で、東京帝国大學が大學院に初めて学生として受入れた女子は、昭和九年入学の中國人留学生韓桂琴であったことを紹介した。<sup>(3)</sup> その事実は留学生の存在が制度改革のきっかけとなることを物語るものだが、昭和十八年の改革でもなお学部学生のレベルでの女子入学は保留されたのである。尤も当分の間ということは、大きな前進であったというべきかもしれない。いずれにせよ、このことは、當時、戦時下にあつたとはいえ、日本において大学制度運用上のどの部分がもつとも動かし難いものであつたかを示すものである。

これらの改革は、約二年後に敗戦を迎えた後も、入学銓衡の中央管理を除き、表一に掲げたように存続する。<sup>(4)</sup> しかし、昭和二十一年四月入学から、入学者一般について（外国人留学生ばかりでなく）の資格要件に関する大きな改革が実行され、専門学校卒業者・陸海軍関係学校卒業者などにも入学の枠が与られるなど、全學生の入学資格がもつと広範なものに緩和されてしまつたため目立たないものとなつてしまつた。従つて、結果的に実質的な成果はそれ程多くはなかつたとも解釈できるわけだが、戦後の展開如何ではなおこの改革が、大学制度全体の改革の突破口となる可能性を秘めていたのではないか、と筆者は感じている。

今後、各学校が所蔵するはずの留学生受入れ関係の資料が紹介されることによつて、東京帝国大学の改革が他大学になんらかの影響を及ぼしたのか、また留学生の受入れが日本の学校制度の変革にどのように寄与したかが次第に明確になっていくであろう。

### 3、翻刻資料の目次と所蔵状況

ここに翻刻した資料は、簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』（以下出典I）、簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会関係 昭和十七年五月起』（以下出典II）、内

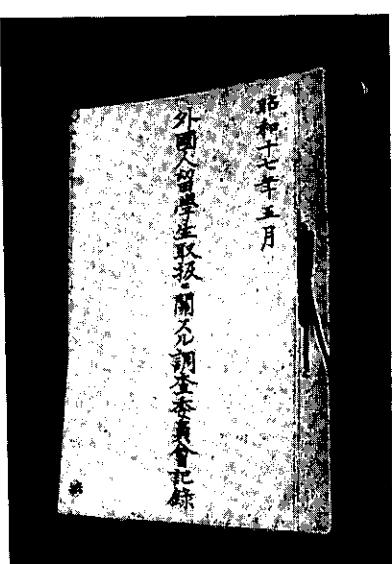


写真1

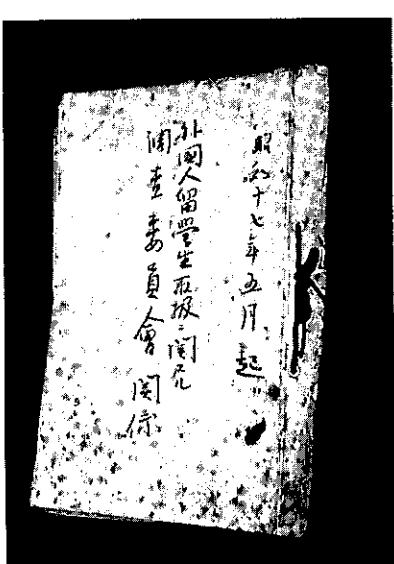


写真2

簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会関係 昭和十七年五月起』  
（以下出典II）

簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』  
（以下出典I）

田祥三文書の各簿冊（以下出典III）、及びその他の簿冊から得たものである。出典I、II、IIIに残されている資料の全てと、その他の簿冊から得てここに翻刻した関連資料を一覧にしたもののが表二である。出典I～IIIの簿冊には、同一資料で二部以上収められているものもあるが表には明示していない。出典Iの表紙には当時の庶務課外事掛長橋爪の印が押されている。なお、出典III中の文書には、内田祥三が個人的にメモを書込んだ物があるが、メモの有無は表には加えていない。

出典I、II、IIIには、委員会記事要旨、配付資料、関連資料が収められている。孔版タイプ印刷の記事要旨はいずれにも全回分あるが、孔版印刷の配付資料、委員会開催通知は共通ではない。配付資料、関連資料の中にはタイプで打たれ、どの程度配付されたかわからぬ文書もある。また、出典IIには、委員会開催案内、記事要旨、配付資料、他大学への照会、聴取り調査の出席依頼、礼状等の各起案文書（原議）も残されている。それらは、この委員会の事務を担当していた庶務課で起案したものである。学生課等、庶務課以外から配付された文書の起案文書（原議）は残されていない。これらの資料の内、同内容の孔版印刷物、タイプ文書、起案文書がともに残っている場合は、孔版印刷物に基いて翻刻した。表二の備考欄中に示した作製部数は、出典IIの原資料中にメモされたものからとった。実際の作製部数というよりは作製必要部数であろうか。

報告書の最終成文は、新たに印刷されなかつたものと思われ、第十七回委員会で配付された報告書（案）印刷物は他の資料の倍の部

数作製され、修正加筆されたものがその後利用されたようである。実際、学部通則改正の際の起案資料として用いられたものも、十二月に委員会に提出された報告書（案）であった。但し、その点に関しては簿冊III中にタイプで打った文書もあり、最終的にどのように処理されたかは今のところ明らかでない。

各資料を配列するにあたって配付資料の配付日は、議事要旨、及び配付物自体に配付日が書かれているもの以外は明らかではないので、配付資料は出典I、IIに綴じ込まれている位置に近い部分に入れたが、両簿冊でも異なっている場合もあるため、それらの配列は便宜的なものに過ぎない。

なお、この委員会の決定に基いて設置される外国学生指導委員会は、かなり活発な活動を展開している。その議事要旨の簿冊は、所在が不明で一部が内田文書中に確認できるのみであるが、戦争末期の留学生受け入れ状況をうかがうことができるるので、別の機会に紹介するつもりである。

#### 謝辞

長大な本資料の翻刻掲載を御許可下さった原朗東京大学史史料室長（当時）に、また本資料の探索にあたって多大の便宜をはかつて下さった東京大学史史料室室員の鈴木敏行事務官（庶務部庶務課広報掛）に誌上を借りて厚くお礼申し上げる。

付記 本研究は、平成元年度、及び二年度の科学研究費補助金（一

〈その他の典拠〉○現行学部通則の出典は、「東京帝国大学一覧」(昭和十七年度)、昭和十八年九月二十日、東京帝国大学

○関連資料17-1-8の出典は、庶務部庶務課公文書綴『諸規則制定関係』(昭和十八年)

○関連資料17-9の出典は、昭和十六年以降官制諸規程等改廃調査  
室公文書緩

表二 資料の所在と出典

出典Ⅰ『外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』、出典Ⅱ『外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会関係 昭和十七年五月起』、出典Ⅲ内田文香(評議会)の簿冊に残されているものは、表中に○で示し、それ以外の資料に基づいて翻刻したものは、表の末尾に別途に出典を示した。

日付に添えた〇で囲んだ番号は、日付の意味を示すもので以下の様なことを意味している。

- |                   |                      |                |
|-------------------|----------------------|----------------|
| ① 文書起案日           | ⑥b 印刷日（日付印で記載）       | ⑨a 日付（孔版タイプ印刷） |
| ② 起案文書決裁日         | ⑥c 印刷日（手書きで記載）       | ⑨b 日付（タイプで記載）  |
| ③ 起案文面上の発送日付      | ⑦ 起案文書完結日            | ⑨c 日付（手書きで記載）  |
| ④ 実際の送達日、又は実際の送付日 | ⑧a 委員会での審議日（孔版タイプ印刷） | ⑨d 日付（日付印で記載）  |
| ⑤ 印刷文面上の発送日付      | ⑧b 委員会での審議日（タイプで記載）  |                |
| ⑥a 印刷日（孔版タイプ印刷）   | ⑧c 委員会での審議日（手書きで記載）  |                |

配付資料の配付日は、議事要旨、及び配付物自体に配付日が書かれているもの以外は、三つの簿冊に綴じ込まれている部分などからの推定である。備考欄に記入した部数は、起案文書に鉛筆で記入されている部数である。作成部数と見てよいであろう。

★は、出版元においては最終報告書に記載している部数である。内成部数を完結までのつづき。

本は、放送音楽CD初回、他の「放送CD初回」は「リード曲」の「CD初回」。★は、山典三においては、取扱音楽の起案に使用したものが残されている。

\*のタイプ文書の一部と\*\*\*のタイプ文書とは同じもの。

般研究C)を受けた「入学試験の制度及び試験問題の分析に基づく近代日本の学力の歴史的研究」(研究代表者稻垣忠彦)の一環として行ったものである。

## 註

(1) 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』(以下「百年史」と略す)  
通史)、一九八五年、東京大学

(2) この時の改正(昭和二十一年十一月十九日評議会可決、同年十二月三十日文部大臣許可「但し受領は二十二年三月十四日」、同年十二月二十五日付「本学一般」宛て達「但し発送は二十二年二月二十六日」)は、『東京大学百年史』資料二に収録されていないので、改正の達案(昭和二十一年東大達第二号、三月二十五日決裁)及び「改正理由」を掲げる。出典は東京大学本部事務局庶務部庶務課文書綴『諸規則制定関係 昭和二十一年度』である。

## 達案

本学一般  
総長

〔別紙〕  
東京帝国大学学部通則中改正  
第八十一条第二項中「第八十九条」を「第九十条」に改める。  
第八十三条乃至第八十六条を次のように改める。  
〔第八十三条 外国学生ハ定員外トナスコトヲ得  
第八十四条 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ  
一高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者又ハ高等学校高等科

以上ニ相当スル学校ヲ卒業シ若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

二高等学校高等科以上ニ相当スル外國ノ学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

第八十五条 前条第一号ニ該当スル者ハ第七条第一項ノ試験ニ依リ銓衡ス

第八十六条 第八十四条第一号ニ該当スル者ハ各学部ニ於テ履歴、人物、健康等ニ關シテ銓衡スル外當該学部ニ於ケル修學ニ必要ナル日本語及学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行フ

第八十八条として

〔学部学生以外ノ学生トシテ出願シタル者ニシテ日本ノ学校ヲ卒業セザル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ適用ス〕を加へ

旧第八十八条を第八十九条とし以下順次繰下げる。

## 附則

本改正は昭和二十一年十月一日より之を適用する。

また、「改正理由」は同じ簿冊に次のように記録されている。

## 改正理由

終戦後内外情勢の変化に鑑み外国学生指導方針に修正の要を生じたため改正せんとするものである。

(3) 所澤潤「東京大学における昭和二十年(一九四五年)以前の女子入学に関する史料」『東京大学史紀要』第九号(本誌、本号)、東京大学史史料室

(4) 前掲(2)

(5) 百年史、部局史一、二五四頁及び二五六頁の記述によると、法学部においては高等学校文科卒業者、陸海軍関係学校卒業者、女子その他諸学校卒業者などにそれぞれ入学者の人數枠を設けており、同等には扱っていない。

## 二、資料

### 凡例

1. 資料の収録にあたっては、できる限り資料の原型をとどめるように留意したが、以下の点について改めた。
  2. 各資料の前に付けた◎及び太字の表題は、その内容、形式に即して適宜解題者が付したものである。
  3. 漢字は原意を損わない限り、常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。
  4. 原文は殆どが乳版タイプ刷り資料で、割付けには職人芸というべき配慮がなされているが、翻刻には活かせていない。また、原文のタイプ文字には半角漢数字が用いられている部分があるがそれも活かせていない。改行における空行の挿入は、各回の記録で不統一なので、読みやすい程度に適宜取捨選択して活かすようにした。
  5. 各資料に加えられている修正を表すために以下のように挿入部分と削除部分を表す。
  6. 文書に挿入されたを示すために【】  〔〕《  》〔〕を用いた。なお、「」は、原文文書中に用いられている記号である。その区別は次の通り。
    - 【】：委員会等の会議の決定に基づいて改められた部分。繰返して改められる部分では【】を二重にした。配付印刷物に書かれた規則に対する修正は、その印刷物に直接書かえた。しかし、記事要旨に関しては、記事要旨自体に対して訂正が加えられたものだけを記入し、そこに書かれた内容に対してする修正は記入していない。改められた結果、新たに改行が生れるときは【】を挿入した。
    7. 一本線で引いた訂正がどの段階で加えられたものかを、各資料の冒頭に△を付して示した。
    8. 表が数頁に跨がっている部分については、簿冊袋経じ折返しのための中央余白と、綴じ代の部分を明記した。
    9. 長い註記を付す場合は、資料の前、又は後に\*の下に示した。本文中の該当する部分を示す必要があれば、本文中にも\*を付した。
    10. 区切りを示す縦線は、翻刻者が見やすくするために加えたものである。

原文書にはない。

11. 配付資料の配付日は、記事要旨、又は配付物自体に配付日が書かれているもの以外ははっきりしない。はっきりしないものは、出典I、IIに綴じ込まれている部分に近い位置に入れた。※の下には、配付資料の配付日、あるいはそれが不明であることを記した。

12. 公印は印とし、私印は印とした。私印の下にある「」は、印中の文字である。

13. 起案文書に関しては、起案書式が郵紙に印刷されているので、文書番号、日付、印等の定型部分については、次のように番号をふって整理して示した。①文書番号又は達番号②決裁日③校合者④発送日と担当者⑤完結日⑥取扱者⑦起案日⑧印（課が分れるところで／を入れた）

14. 東京（帝国）大学本部事務局が、外部、あるいは学内本部局から受領した文書については、受領者において到達後に押印され、あるいは註記された部分がある。それらは、各資料の末尾に一括し、▼の下に掲げた。註記は表現の決まった印を押し、その一部に日付、番号等を書込んだある場合が多いが、註記を翻刻する際には原則として印と手書きの区別はしなかった。

15. 受領文書に押された印の順序は、組織の構造に従って上位の者から先に掲げ、課の変るところで／を入れた。ここでの翻刻中には、二つの課が同位で並列に並ぶ場合があるが、その場合原文書の右側にある課から先に掲げた。押印者の組織上の役職名が示されていない印については、数名が押印している場合、「」内に全員の名を列挙した。

16. 東京（帝国）大学本部事務局で起案された文書において、註記のあるものについては、各資料の末尾に▽の下に掲げた。

17. 委員会記事要旨傍頭右下に記入されている日付は印刷日と思われる。第二回委員会記事要旨の出典Iのものでは右下に「印刷」と明記されて

いる。また、第十一回委員会記事要旨の起案文書傍頭右下に「日付ト貢ラツケルコト」と鉛筆で書きみがあるからである。ただし、第十四回委員会記事要旨の場合は出典により、日付に違いがあるので、別な意味が含まれているとも考えられる。

18. 原文は新しい段落の始まりが一字下げとなっていないため、翻刻で改段部分が行末に来た場合には、末尾に記号▲を付した。

#### ◎委員並幹事氏名

外国人留学生取扱二関スル調査委員会委員並幹事氏名

（総長）

委員長	竹内	松次郎	（医学部）
委員	我妻	栄	（法学部）
	山直人		（第一工学部）
	井河三喜		（文学部）
	井誠太郎		（理学部）
	井嶋		（農学部）
幹事	丹羽明男		（経済学部）
	橋常雄		（第二工学部）
	石井常雄		（庶務課）
	井口（最）		
	進藤小一郎		（会計課）
	井貞一郎		（学生課）
	大室		
	貞一郎		
	（学生課）		

\*「総長」の部分は、出典II中、第六回記録と第七回記録の間にある資料に、後から手書きで記入されている。

\*\*出典II中の総長名なしの方の資料（簿冊末尾）においてこの訂正が加えられている。

◎座席表

外国人留学生取扱二関スル調査委員会出席図案

入口

○長員委

○我妻委員

○亀山委員

○竹内委員

○市河委員

○坪井委員

○橋爪委員

○丹羽委員  
○井口委員

事幹井石○

事幹藤進○

事幹室大○

口入

記書

◎第一回記事要旨 五月十六日

◇第三回委員会の決定により訂正

第一回外国人留学生取扱二関スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年五月二十六日（火）午後三時開会 午后五時閉会

一、会 場 大講堂南側控室

一、出席者

平賀總長

竹内委員長

委員 我妻、亀山、市河、坪井、丹羽、井口

幹事 石井、進藤、大室

一、議事二入ルニ先チ総長ヨリ從來大學制度調査委員会、評議会等ニ於テ問題トナリタル外国人留学生ニシテ高等学校ヲ經テ正式ニ入学スル者ニ対シテ

ハ問題ナキモ其他ノ者ニ対シ即チ定員外トシテ入学セシムル等適當ナル考慮ヲ払フ要アリヤヲ認ム、而シテ特別ニ入学セシムルトセハ入学資格、選抜方法、在學中ノ指導方法、卒業後ノ問題等本學ニ於ケル取扱方針ヲ統一スル要アリ之ガ調査研究ヲ行フ為メ本委員会ヲ設置シタル旨ノ説明アリタ

リ、次デ総長ヨリ委員長ノ選定方提案アリ前例上往々年長者タル竹内委員  
委員長トナル

次ニ竹内委員長ヨリ挨拶アリテ議事ニ入ル

一、外国人留学生入学ニ關スル件

委員長ヨリ本件ニ關シ諮ラレ各委員ヨリ各學部ニ於ケル從來ノ取扱振り並二種々意見ノ開陳アリ結局入学セシムルコトニハ異議ナク之ガ取扱ニ關シ更ニ調査研究スルコトトシ本問題ニ直接關係アル外国留学生指導機關タル國際學友会、滿洲國留〔日〕學生会及日華学会ヨリ責任者ヲ招致シ次回二

意見ヲ聽取スルコトトナル

タキ旨述ベラレタル後本日ノ議題ノ審議ニ入ル

一、綜合大学及官公立大学ニ於ケル外国人留学生取扱規程ニ関スル件

各綜合大学及官公立大学ニ於ケル外国人留学生ノ取扱ニ関スル規程等ヲ蒐  
集ノ上本会ノ参考ニ資スルコトトナル

次回ハ来ル六月九日（火）午後三時開催スルコトトナル

◎関連資料一一一 評議会昭和十七年三月三日記事要旨

\*評議会は帝国大学令に基づき、各学部長及び各学部の教授一人以内を以て構成されていた。従って以下の資料中の学部長はすべて評議会構成員である。

一、東亜共栄圏諸国学生ノ本学入学希望者取扱ニ関スル件

森「莊三郎」氏「経済学部長」ヨリ從來外国人ノ入学志願者ニ対シテハ高校卒業者ヲ収容シキレザル關係上制限セラレタルモ、今日トシテハ進んでコレ等ヲ指導スペキヲ当然ト考ヘラレ、今少シク自由ニ取扱ヒタシ、教授会ニ於テモ本学ノ之ニ対スル意図、空氣ヲ知リタキ希望モアリ如何トノ質疑アリ、總長「平賀謙」ヨリ本件ハ國際学友会ニ於テモ真剣ニ考へ居ル問題ナリ、入学ハ寛大ニ出来ルモ卒業（学士）ヲ如何ニスルカガ問題ナリ、其ノ点考慮ノ余地アル旨ヲ述べラレ、各々ヨリ從來ノ実情、試案、希望等ニ就キ夫々意見ノ開陳アリ、總長ヨリ本件ハ学部ノ取扱ガ区々二重ルコトハ困ルコトナレバ一応学部教授会ニ於テモ研究願ヒ模様ニヨリテハ委員会ヲ設ケテ具体的ニ研究致シタキニツキ四月上旬頃迄ニ学部ノ意図ヲ取纏メラレタキ旨述ヘラレ、以上ヲ以テ閉会ス。

◎関連資料一一二 評議会四月七日記事要旨

[……略……] 次テ總長ヨリ外国人学生入学ノ件各学部ニ於テ至急決定セラレ

◎関連資料一一三 評議会五月五日記事要旨

一、外国人ノ入学及卒業ニ関スル件

先ツ總長ヨリ各学部教授会ノ意図ノ報告ヲ求メラレ

末広「嚴太郎」氏「法学部長」具体的ナル点ニハ触レザリシモ本問題ハ重要ナル事項ニツキ各学部ト歩調ヲ一ニシ本部ニ於テ委員会ヲ設ケ適切ナル対策ヲ得レバ結構ナリ。

高橋「明」氏「医学部長」医学部トシテハ困難ナル事情アルモ国策上必要トアラバ已ムヲ得ズ、原則トシテハ高等学校卒業者ヨリ厳選シ少数ノ入学ヲ許スコト、卒業後直ニ医師ヲ開業スル關係モアリ日本語ニ堪能ナルコトヲ要ス又今日迄ニ指導ノ上卒業セシメシ中華民国留学生中却ツテ日本ニ対シ悪感情ヲ持ツ例アリ、カヽル点ニモ充分留意シ指導機関ヲ設ケル等適切ナル方法ヲ講ジタシ。

内田「祥三」氏「第一工学部長」從來外国人学生ヲ世話シ却ツテ反感ヲ持タレシコト、就職ノ処置ニ困リタルコト、思想的ニ困リシ学生ヲ出シタルコト等苦キ経験アリ、時節柄出来得ルダケ好意ヲ以テ考慮シタキモ調査ニ慎重ヲ期シ厳選スル要アリ。

今井「登志喜」氏「文学部長」外国人（大部分ハ中華民国人）ハ殆ンド大學院へ入学シ本科へ入学セル学生ハ極メテ僅カニシテ問題ナカリシモ入学資格ハ各学部共通ニテ進ミタシ、要スルニ大學院学生トシテモ本科生トシテモ各学部ヨリ構成セル委員会ヲ設ケ之ガ取扱ヲ審議決定シ其ノ原則ニ依リタシ。

寺沢「寛一」氏「理学部長」判然トシタル結論ハ得居ラザルモ、総括スレバ予備的知識ノ点ニ於テ充分考慮スペキ要アリ、寧口卒業生ヲ其ノ国

ニ派遣シテ教育スル方ヨカラムトノ議モアリ、入学ヲ許スニシテモ相当予備的知識ニツキ厳選シ又一面思想的見地ヨリモ考ヘザル可ラズ。内地ノ学生ヲ教育スル上ニ於テモ設備不充分ナルニ其ノ上外國人学生ヲ収容スルコトセバソノ影響スルトコロ大キク、又相当設備ノ充実ヲ図ラザレバ事実上困難ナリトノ議アリ学部トシテノ意見ハ決定セズ到底繩マラザルモノト考フ。

三浦「伊八郎」氏「農學部長」出来得レバ正式ニ高等学校ヲ經テ来ルコト、少クトモ聽講ニ差支無キ程度ノ日本語ヲ解スルコトヲ要ス。学科ニヨリ多少ノ相違アリ、実驗ヲ主トスル学科ハ高等学校卒業者ヲ正式ニ収容スル以外絶対ニ困難ナルモ、講義ノミニ学科ハ定員外トシテ考フルモ可ナリ。具体的ニ決定スル必要アラバ委員会ヲ設ケ検討サレタシ。余リニ便宜ヲ与ヘ正式ニ高等学校ヲ經テ入学シ卒業セシ者ヨリノ不平ヲ聞キシコトモアリ準備ヲ十分ニシテ後入レタシ。

森「莊三郎」氏「經濟學部長」精神的ニハナルベク便宜ヲ与ヘタキモ、日本語ニ堪能ニシテ聽講ニ差支無キ程度ノ者タルコト、人物、學問ノ点ニ於テモ立派ナル者タルコトヲ条件トシテ嚴選ノ上入学セシムルコト。

井口「常雄」氏「第二工學部評議員」第二工學部ニ於テハ學部長「瀬藤象二」病氣ノ為未ダ最後ノ結論ニハ至ラザルモ殆ド以上各學部ノ御報告ノ通りナリ。但シ第二工學部ハ且下ノ特殊事情ニヨリ当分ノ間ハ入学セシメ得ザルベシ。東京工業大學ニ於テ特設予備部ヲ經テ入学セル者ニシテ猶成績面白カラザル表情ニ微スルモ、予備知識ノ点ニ於テ相当留意ヲ要スベク又下宿ノ問題、卒業後ノ就職ノ問題等之ガ処置ニモ相当困難ヲ伴フベシ、實行スル場合ハ本部ニ於テ委員会ヲツクリ之等ノ対策ヲ樹テ充分考究シタル上ト致シ度シ。

以上夫々報告アリ。總長ヨリ以上報告ノ通りナルモ要スルニ高等学校ヲ經テ正式ニ入学シ卒業スル者ハ問題ナキモ右以外ノ者ノ入学及卒業ニ對シ日本人ヨリ

多少手心ヲ加エルヤ否ヤノ問題ナリ、大學院ヘノ取扱ハカナリ自由ナル実情ニ

アリ、外国人学生ノ取扱ニ関シハ未ダ文部省ヨリ何等ノ交渉ヲ受ケ居ラザルモ早晚何等カ申越スコトモ予想セラル、此ノ際委員会ヲ構成シテ検討スルコト

トシテハ如何、ト各位ノ意見ヲ求メラレ、馬場「敬治」氏「經濟學部評議員」ヨリ異ニ大學制度臨時審査委員会ニ於テモ審議サレタル問題ナルヲ以テ此ノ際其ノ委員会ノ決議（決議、「外國學生取扱ニ關シテハ各學部ニ於ケルソノ方針ヲ統一シ、本學内ニ外國學生就学ノ世話ヲ圖ル特殊機關ノ設立ヲ希望ス」、説明（前略）之ノ統一ノ方法トシテハ、各學部ノ教授ヨリ成ル顧問機關、例ヘバ委員会ノ如キヲ設置シ、尚現在ノ庶務課ニ於ケル外事掛ヲ強化スルコトヲ便宜トスベシ）ニ基キ具体的ニ研究ヲ進メタントノ議モアリ、各學部ヨリ委員ヲ出シ委員会ヲ構成シ選抜方法、卒業ヲ取扱方法、在學中ノ指導方法等モ開聯シ且ツ大學院ヘノ入学ニ關シテモ併セテ研究スルコトニ決定ス。委員ハ當リ各學部一名、委員会ニ於テ必要アラバ其ノ際考フルコトトシ、學部長ニ於テ至急銓衡ノ上推薦スルコトトナル。

#### ◎開連資料一―四 評議会七月十四日記事要旨

一、報告其ノ他

「……略……」

口、外国人留学生ノ取扱ニ關スル調査委員会委員ノ件

総長ヨリ本委員会委員長以下委員夫々委嘱セル旨報告アリ。

#### ◎関連資料一―五 委員会來席依頼

①東庶第一、一六五号、②決裁五月三十日、③校合④「向手」、④発送六月一日⑤「向手」、⑥元結日空欄、⑦取扱者空欄、⑧起案昭和十七年五月二十九日、

⑨庶務課長⑩「石井」、外事掛長⑪「橋爪」、⑫「佐藤」

案

拝啓益々御清祥之段奉賀候陳者来ル六月九日午後三時ヨリ於  
学構内懐徳館ノ本学第一回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会開催セラレ候  
就而テハ先般御内諾ヲ得置キ候通り其席上貴会ニ於ケルテ平素外国人  
留学生ノ入学ヘ・・・補導及取扱其他ニ関シ平素御留意氣附キノ諸点  
(概要) 拝啓致度御多忙中恐縮ニ候得共右指導教官(御詒承ノ上可然方御一名)  
御光來席相煩度此段及依頼候

年月日

麻務課長

敬具

日華学会  
滿洲(國)留日学生会

宛

[末尾に「懐徳館ノ地図ヲ添付ノコト」と赤鉛筆にて註記あり]

## ◎関連資料一一六 他大学宛て資料請求

- ①大庶第一、一八一号、②決裁日空欄、③校合印「向手」、④発送六月三日印「向手」  
⑤完結六月三日、⑥取扱者空欄、⑦起案昭和十七年五月三十日、⑧麻務課  
長印「石井」、事務官「印なし」、外事掛長印「橋爪」、印「佐藤」

拝啓益々御清様之段奉賀候陳者今日本半土於手ノ往来、外国人留学生不半取扱  
手続上村ノ十層ノ便直相許度考慮申上候並く留学生取扱ノ参考資料トシ  
テ貴学ニ於ケル外国人留学生入学手続要項及其他ノ關係(参考)書類有之候  
御希望事項(送相煩ハシ)度此段及依頼候

麻務課長  
敬具

○第二回記事要旨 六月九日  
六月十七日印刷

\*「祥」の字が消されて更に同じ「祥」の字が書かれている。

第二回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年六月九日(火)午後三時開会  
午後六時閉会

二、会場 懐徳館控室

三、出席者

平賀總長

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

京都帝国大学  
東北帝国大学  
九州帝国大学

北海道帝国大学

大阪帝国大学

名古屋帝国大学

東京商科大学

神戸商業大学

新潟医科大学

岡山医科大学

千葉医科大学

金沢医科大学

長崎医科大学

熊本医科大学

東京工業大学

東京文理科大学

広島文理科大学

東京文理科大学

宛

幹事 石井、進藤、大室

招待者

国際学友会主事 金沢謹氏 満洲國留日学生会理事長  
苦米地四樓氏 日華学会教育部長 近沢道元氏

先づ、委員長ヨリ、前回ノ申合セニ基キテ招待シ、本日本会ニ出席セラレタル  
国際学友会金沢主事、満洲國留日学生会苦米地理事長、日華学会近沢教育部長  
ノ三氏ヲ紹介シ、右三氏ヨリ、夫々大要左記ノ如キ、留学生取扱状況ノ説明並  
二意見ノ開陳アリタリ。

(イ)満洲國留日学生会理事長苦米地氏

満洲國ニ於テハ、建国学制制定以來、其ノ教育方針トシテ、小学校ヨリ大学ニ至ル迄ノ全部ヲ国民学校トシ、国民ヲ造<sup>マツコ</sup>クルコトニ重點ヲ置キ、修業年限ハ小学校六年、中学校四年（日本ノ中学三年程度）、大学三年（専門学校程度）トシ、合計十三ヶ年ニシテ学校生活ヲ終ルコト、ナシ、日本の教育ヲ施シツ、アリ。而シテ中学校ニアリテハ、從來ノ英語ノ授業時數ヲ削減シ、日本語六時間英語三時間ニ改メタル結果、本年日本ニ留学シタル者ハ、講義ノ八割程度ヲ理解出来得ル状態ニアリ、今後日本語ニ關スル限り問題ナカラシモ、英語ニ關シテハ極メテ困難ヲ來ス虞レアリ。中学校卒業者ノ学力ノ程度ハ、数学、物理、化学、其他、大体日本ノ中学三年程度ニ当リ、将来モコノ程度ノ学力トナルベキヲ以テ、日本ヘノ留学ヲ志望スル者ノ為ニ、修業年限一ヶ年ノ予備校ヲ新京ニ設ケ、学力ノ補充ニ努メツ、アリシモ、尚十分ナラザル故、中学校卒業者ヲ日本ニ留学セシム場合ニハ、日本ノ地方ノ中学三年ニ編入シテ勉強セシムルカ、現在ノ予備校ヲ日本ニ移スカ、予備校ヲ現在ノ儘トシ、中華民国ニ準シテ東亞学校ノ如キモノヲ設置スルカ、之レガ是正ニ關シテハ目下當局ト交渉中ニ属ス。而シテ留学生ノミヲ収容シテ、日本人ト別個ニ教育スル第一高等学校特設予

「高等」科ニ關シテハ、率直ニ之レガ廃止ヲ希望ス。而シテ満洲國出身ノ留学生モ之ニ同意ヲ表シ居ル状況ナリ。

日本ヘノ留学生ハ現在一、一二〇〇名ニ達シ、内東京在住者八五〇名（男七〇〇名女一五〇名）ニシテ、留日学生会ニ収容セル者一四五名、アパート居住四〇〇名、其他三〇五名ナリ。

留学生ニ對シテハ、從來ハケ岳ニ道場ヲ設クル等、極力修練ニ努メ来リタルモ、今後ハコノ修練ヲ止メ、學校ニ於ケル學校ノ指導ニ依ルコトセリ。尚學校ニ於テハ日本ノ良キ友人ヲ得難ク、コノ点甚ダ遺憾トスル所ナリ。

(ロ)日華学会教育部長近沢氏

日華学会ハ東亜学校ヲ經營シ、中華民国留学生ニ對シテ主トシテ日本語ヲ教授シ、又諸種ノ學術ヲ修得セントスル者ノ為メニ予備教育ヲ施シツツアリ。而シテ東亜学校ニハ正科及高等科ヲ置キ、各ノ修業年限ハ正科一年、高等科三年トス。正科ハ日本語ヲ教授スルコトヲ主体トシ、日本ノ中学校三年乃至四年程度ノ読、書、理解ガ出来得ルヤウ指導ヲナシツツアリ。修了者中一流ノモノハ第一高等学校へ、二流ノモノハ高等科へ、三流ノモノハ其他へ入学スルノ実情ナリ。高等科ニ於テハ最近高等学校規程ニ準拠シテ学科ヲ改善シ、教授ヲ專任トスル等、留学生ノ学力ノ向上ニ努力シツツアリ。一、三年後ニハ相当ノ成果ヲ得ラルナラント信ス。

尚日華学会ニ於テハ、寄宿舎ヲ設置シ、東亜学校ノ生徒ヲ専ラ収容シ、日本的生活様式ニ馴致セシムルコトヲ島メ居レリ。本年四月三十日現在ニ於ケル、日華学会ヲ經由シテ大學其他ノ学校ニ入学志願シタル留学生ハ、男六一〇名、女六一一名ニ達シ、内入学シタル者、男二〇五名、女三四名ナリ。▲日華学会ニ於テハ中國留学生ノ入学ノ斡旋、指導ヲ為シ來リタルガ、東京帝國大学ハ門戸ヲ閉シテ入学セシメザル形ナルヲ以テ、止ムヲ得ス早稻田、明治、法政等ノ私立大学ニ入学スルノ実情ニ在リ。今後ハ留学生ニ対シ、満洲國同様、適當ノ制限ヲ加ヘ、徹底的ニ指導教育スペキヲ期ス。依ツテ、

優秀ナル者ニ対シテハ、東京帝國大学ニ於テモ、出来得ル限り門戸ヲ開カレタク、而シテ入学ニ際シテハ、或程度ノ試験ヲ課セラルコトハ勿論当然ナラム。而シテ、聽講生ナル名目ハ之ヲ廢止シ、選科生或ハ特別入学等ト為シ、定員外トシテ入学セシメラレ、修学三年後ニ於テ試験ヲ施行シ、合格者ニハ学士号ヲ与ヘラレタシ。尚中國ニ於ケル大学ヲ卒業シ来リタル者ノ入学ニ対シテハ、特別ノ取扱ヲ願ヒタシ。

#### (4) 国際学友会主事金沢氏

国際学友会ハ、昭和十一年末外務省ノ斡旋ノ下ニ創立以来、満洲国及ビ中華民国ヲ除ク諸外国留学生ニ対シテ、宿舎、其他日常生活上必要ナル諸般ノ便宜ト、日本語ノ学習、並ニ本邦諸学校入学ノ斡旋等、勉学上適切ナル援助ヲ供与スルト共ニ、其指導啓発ニ必要ナル各種ノ事業ヲ行ヒツ、アリ。其後更ニ進ンデ、交換学生、招致学生ニ閔スル斡旋ヲモ行ヒ、学生ヲ通ジテノ国際関係融和ニ資スルコトトセリ。而シテ交換学生ハ独、伊、ポーランド等、又招致学生ハ南米ヲ主トセリ。

留学生ハ滿洲事変後多數ニ上リタル処、昨年八月頃ヨリ帰国スル者増加シ、殊ニ英國政府ヨリ同国民ヘノ引上勧告モアリ、特ニ我国ト米英トノ戰争開始以来、殆ドタイ国人（男一〇〇名女三〇名）ノミガ主トナリタリ。

留学生ハ全部寄宿舎ニ収容シツツアルモ、各國各人各様ナルヲ以チ、殆んど凡テ個人教授ニヨリ、小学校一、二年程度ノ日本語ヲ教ヘ、新聞ヲ拾ヒ読み出来得ル程度ニナリタルトキ、之ヲ専門学校ニ入学セシメツツアリ。

本年度入学シタル留学生ハ約二〇名ニシテ、今後コロニシテハ之ヲ高等学校高等科卒業者ト

当分ハ便船ノ關係モアリ、渡來スル者ノ減少スル可能性ナリ。

依ツテ、共榮團ノ現地指導者ニ積極的ニ勵キカケ、留日修学ノ上帰国後、

各該國ニ於テ指導的地位ニ立チ得ヘキ者ヲ招致シ、一貫シテ共榮團ノ指導者ヲ造<sup>マダ</sup>クコトニ向ヒ努力シツツアリ。

次ニ、懇談二入り、満洲国留日学生会理事長、日華学会教育部長、国際学友会主事ト委員トノ間ニ、種々質疑応答ノ後、委員長ヨリ本席ニ於テ發言セラレタル希望意見等ヲ十分参考ニ資シ、外国人留学生ノ本学入学ニ閔スル調査研究ヲ進メタキ旨ノ挨拶アリタリ。

\*出典Iの資料にのみ鉛筆で記入されている。  
\*\*「来」と「得」が重ね打ちされてしまっているが、起案文書では別個に書かれているので、それに従つた。

#### ◎ 参考資料一一一 第一高等学校特設高等科卒業者の扱い(文部省令)

〔昭和九年十一月十八日文部省令第十一号〕

第一高等学校特設高等科卒業者ハ大学入学ノ關係ニ付テハ之ヲ高等学校高等科卒業者ト看做ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### ◎ 参考資料一一二 東亜学校高等科卒業者の扱い(文部省令)

〔昭和十五年八月七日文部省令第二十五号〕

東亜学校高等科卒業者ハ大学入学ノ關係ニ付テハ之ヲ高等学校高等科卒業者ト

#### 看做ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### ◎ 関連資料一一一 外国人留学生ニ閔スル件

[工学部名のある用紙にタイプで打たれている。委員会には配付されていない]

外国人留学生ニ関スル件

（龜山教授記）

多シ。

②中華民国ノ大学ノ卒業生

○日本語ニ就テハ東亞學院ノ<sup>(1)</sup>医科ニ於テ約一ヶ年ノ修業ヲシテ行クモノ多シ。◀

但シ一ヶ年トハ言ヘ支那ノ大学ノ学年ノ都合ニテ九月ニ来リ、二月頃マテ

日本語ヲ稽古スルモノ多シ。

○東亞學院ヲ經ズシテ大学へ志願スルモノモ少數アリ。

○大学ノ学部へ入学志願スルモノモ、

大学院へ志願スルモノモアリ。

日華学会ノ希望ハ、中華民国人テモ最後ニハ学士ニシテ貰ヒ度シ

最初ハ特別入学テモ可ナレドモ、適當ナル時期ニ査定セラレ学士ニシテ貰ヒ度シトノ事。「聽講生」ト云フノガ最モ希望セザル処ナリ。

査定ハ充分ニシテ貰ヒ度シ

他ノ東亞人：：国際学友会ノ世話

大東亞戰後在留ノ主ナルモノハタイ国人ナリ。日本語ヲ一、二年教ヘテ、小

学校卒業位ノ読本ガ漸ク読ミ得ル程度。ソレニテ高等専門学校へ懇願シテ入學サセラ貰フ。

更ニ進ンデ大学へ入学スルモノモ若干アリ。例高商ヲ卒業シテ九大経済学部ニ入レルモノモアリ。

又日本語学修ノ後、東大文学部等ニ入レル例アリ。

工学部ニハ未ダ例ナシ。

以上

\*ペン書きで註記されている。

中華民国人

日華学会ガ世話ヲナス。次ノ二種アリ。

甲 東亞学校高等科。

中華民国学生ガ主、教授ハ専任、外國語ハ一ヶ國<sup>(2)</sup>

昭和十八年九月ニ理科卒業生十七、八名アルベキ予定、但シ医学部志願者

◎ 関連資料一一二 委員会来席礼状

①文書番号空欄「斜線」、②決裁日空欄、③校合<sup>(3)</sup>「向手」、④発送六月十三

日<sup>(4)</sup>「向手」、⑤完結日空欄、⑥取扱者空欄、⑦起案昭和十七年六月十二日、

⑧庶務課長⑨「[石井]、事務官「印なし」、掛長⑩「橋爪」、⑪「佐藤」

礼状案

拝啓益々御清祥之段奉賀候陳者過日ハ御多忙中ニモ不拘御来被下外国人留学取扱ニ閑シ種々参考ト相成候（有益ナル）御（高）話挙聽致テ（相叶ヒ）誠ニ有難ク御厚礼申上候尚今後共何分ノ御協力相煩度（及）御願申上候先小書面ナシ以テ御礼申上度丸斯御座帳

敬具

庶務課長

年月日 満洲国留日学生会理事長 苫米地四樓

日華学会教育部長 近沢 道元

財団法人国際学友会主事 金沢 謹

宛

◎第三回記事要旨 六月十七日

第三回外国人留学生取扱ニ閑スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年六月十七日（水）自午後三時至午後五時

一、会 場 大講堂南側控室

一、出席者

平賀総長

竹内委員長

委員 我妻、市河、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

而シテ第二（学部通則第七十七条ニ依ル定員外國学生）ノ採用数ニツキテハ追テ大体ノ標準ヲ決定スルコトトシ、前記「適當ナル機関」ノ解釈ニツキテハ國際学友会、滿洲国留日学生会、日華学会等相當信用アル機関トスルコトトス。協議終リテ後大室幹事ヨリ第一高等学校特設予（高等）科卒業者ノ大學進入状況及東亞学校高等科収容生徒数ヲ夫々文、理科別ニ調査ノ上次回委員会ニ於テ参考資料トシテ報告スル事トナル。

議事二入ルニ先チ第一回委員会記事要旨中「前例二從ヒ」トアルハ誤ニ付抹殺スル旨石井幹事ヨリ申出アリテ抹殺セリ。

議題

本科学生入学銓衡ニ閑スル件。

次回八六月二十三日午後一時ヨリ開催ノ予定。

一、外国人留学生入学資格ニ閑スル件  
外国人留学生中先ソ本科生ノ入学資格ニ付審議スルコトナリ各委員ノ意見ニシテ大体一致案項左ノ如シ。  
見ニシテ大体一致案項左ノ如シ。

第一、高等学校（學院高等科、第一高等学校特設予（高等）科及東亞学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ）ノ卒業者ニシテ日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ從前通りトス。▲  
前項ノ場合ニ於テ日本人学生ノ採用数ヲ前項ニヨル入学者ノ數ダケ増大スルコトヲ得。

第二、学部通則第七十七条ニ依ル定員外國学生タラムコトヲ出願シ得ルモノ左ノ如シ。

一、前記第一ノ入学試験ニ合格セザリシモノ。

二、高等学校卒業者ニシテ第一ノ入学ヲ出願セザリシモノ。

三、日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スルモニニシテ、夫々適當ナル機シ又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ。

以上

做ス

附 則

本令ハ大正十一年以後ノ卒業者ニ之ヲ適用ス

◎配付資料三一一 文部省直轄学校外国人特別入学規程

※配付日不明

○文部省直轄学校外国人特別入学規程

明治三十四年十一月十一日  
文部省令第十五号

文部省直轄学校外国人特別入学規程

文部省直轄学校外国人特別入学規程

第一条 外国人ニシテ文部省直轄学校ニ於テ一般学則ノ規定ニ依ラズ所定ノ學

科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二条 前条ニ依リ教授ヲ受ケントスル外国人ハ前条ノ紹介書ヲ添ヘ帝国大学総長者ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三条 帝国大学総長若ハ學校長ニ於テ前条ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限リ之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラズ

第四条 本令ノ規定ニ依リ入学シタル外国人ニシテ学科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附与スヘシ

第五条 本令ノ規定ニ依リ入学シタル外国人ニハ入学試験料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六条 帝国大学総長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設ケルコトヲ得

◎参考資料三一二 学部通則第七十七条（現行）

〔大正十年四月二十三日文部省令第二十七号〕

学習院高等科卒業者ハ大學入学ノ關係ニ付テハ之ヲ高等学校高等科卒業者ト看

議題

本科学生入学證書ニ關スル件

◎第四回記事要旨 六月二十三日

第四回外国人留学生取扱ニ關スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年六月二十三日 自午後一時至午後二時三十分

一、会 場 大講堂南側控室

一、出席者

平賀總長

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口  
幹事 石井、大室

先づ外国人留学生教育ノ目的ニツキ審議ノ結果、次ノ通りニ決定シ、将来コレヲ留学生取扱ニ関スル規程ノ髣頭ニ掲載スルコトトナル。

一、外国人留学生ニ対スル教育ハ夫々ソノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授ク

ルト共ニ、我国文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的

トス。

統イテ、本日ノ議題タル入学銓衡ニ関スル件ヲ審議シ、各委員ノ意見ニシテ一致セル事項左ノ如シ。

第一、学部通則第七十七条ニ依ル志願者ノ取扱ニ關シ、学内ニ一機関ヲ設置シ、左ノ事項ニ關スル銓衡ヲ行ハシム。

一、志願者ノ履歴、人物、思想等ノ調査。

第二、前記第一ノ銓衡ニ合格シタルモノニ付、各学部ニ於テ適宜銓衡ヲ行ヒタル上、入学ノ許否ヲ決ス。

尚各学部ニ於ケル銓衡方法ニ關シテハ、口述、筆記ニヨル試問、実験等ヲ課スルコトヲ得トセントスル等、種々ノ意見アリタルモ、之ガ成文化ノ問題ニツキテハ未だ結論ニ到達セズ、次回ニ於テ審議続行スルコトトナル。

尚大室幹事ヨリ、第一高等学校特設高等科卒業者ノ大学進入状況及東亞学校高等科収容生徒数ノ夫々文、理科別ノ調査表配布アリタリ。

次回ハ六月三十日（火曜日）午後三時開催ノ予定

#### 議題

一、本科学生入学銓衡ニ関スル件（前回ノ継続）

一、外国人留学生学士試験ニ関スル件

#### ◎配付資料四一一 第一高等学校特設高等科及び東亞学校高等科関係

※第四回委員会配付

（六月廿三日（火）委員会ニ於テ配布 学生課）

#### 第一高等学校特設高等科卒業生ニ關スル調

（進）

		卒業年次		卒業生數		卒業科別數		出身國別		本學先		摘要
		昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	文科	理科	中國	滿洲國	東京	京都	
高 等 科	生 徒 數	十四	二	五	一	四	二	一	三	一	一	
理科	文科	八	六	九	三	三	二	七	一	三	一	（進）
文科	理科	三	三	三	三	三	三	四	四	四	四	摘要
理科	文科	五	六	六	六	三	三	四	四	一〇	一〇	要
文科	理科	五	五	九	三	九	一〇	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（進）摘要要
理科	文科	五	五	九	三	九	一〇	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（進）摘要要
文科	理科	四名	四名	四名	四名	四名	四名	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（進）摘要要
理科	文科	一六	一六	一六	一六	一六	一六	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（取）東京文二、農一、京都法一、工四、医三	（進）摘要要

#### 東亞学校在籍生徒数調（昭和十七、六、一八日現在）

高等科	生徒数	東亞学校在籍生徒数調（昭和十七、六、一八日現在）			摘要
		科別生徒数	学年別生徒数	学年別生徒数	
高 等 科	生 徒 数	科別生徒数	学年別生徒数	学年別生徒数	摘要
理科	五三	三	三	三	摘要
文科	二四	二四	二四	二四	摘要
理科	二九	三	三	三	摘要
文科	一四	一四	一四	一四	摘要
理科	一三	八	八	八	摘要
文科	一三	一三	一三	一三	摘要
理科	一六	一六	一六	一六	摘要
文科	一六	一六	一六	一六	摘要

#### 東亞学校在籍生徒数調（昭和十七、六、一八日現在）

高等科	生徒数	東亞学校在籍生徒数調（昭和十七、六、一八日現在）			摘要
		科別生徒数	学年別生徒数	学年別生徒数	
高 等 科	生 徒 数	科別生徒数	学年別生徒数	学年別生徒数	摘要
理科	五三	三	三	三	摘要
文科	二四	二四	二四	二四	摘要
理科	二九	三	三	三	摘要
文科	一四	一四	一四	一四	摘要
理科	一三	八	八	八	摘要
文科	一三	一三	一三	一三	摘要
理科	一六	一六	一六	一六	摘要
文科	一六	一六	一六	一六	摘要

- 一、文科ハ本年二名ノ卒業生アリ何レモ京都帝大法学部ヘ
  - 一、理科ハ明年度ニ於テ初メテ卒業生ヲ出スコト<sup>ヨリ</sup>ナリ
- \*出典IIの方にベンで書込みあり。出典Iには「六月廿三日配付（学生課ヨリ）」と鉛筆で書かれている。

◎配付資料四一二 外国人学生生徒調（東京帝国大学）

※第四回委員会配付

六月廿三日(火)委員会ニ於テ配布

学生課

生		科		部		学		経	
計				計					
計		伊	梵	中	漢	滿	英	ア	中
六	一	度	支	中	漢	滿	英	ア	中
四	一	佛	那	國	國	國	國	ア	國
六	一	度	印	國	國	國	國	ア	國
一	一	度	印	國	國	國	國	ア	國
七	一	度	印	國	國	國	國	ア	國
七	三	度	印	國	國	國	國	ア	國

滿洲國	四
中華民國	一四
	一九
	三
	一
	五
	八
本邦	六
	一
	五
	八
	三

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、井口、  
幹事 石井、進膳、大室

### 議題

#### 〔袋詰じ折返し部迄〕

一、本科学生入学銓衡二閥スル件（前回ノ継続）  
先ツ前回ニ於テ大綱ヲ決定セル入学銓衡方法第二項ニ閑シ審議ヲ統行シタルトコロ、各委員ノ意見ナシキ〔中〕一致セサルモノ左ノ如シ。

第一、各学部ニ於テハ前記第一ノ銓衡ニ合符シタルモノニツキ當該学部ノ修學ニ必要ナル一般的素養ニツキ筆記、口述及其他適當ナル方法ニヨル銓衡ヲ行ヒ入学ノ許否ヲ決ス。

以上

合計						
計	タイ <sup>国</sup>	独逸 <sup>国</sup>	仏領印 <sup>度支那</sup>	アフガニ <sup>スタン国</sup>	伊太利 <sup>国</sup>	
二五	一		三	一	一	
一六		二				
九						
一						
五一						
一十	一	二	三	一	一	
七				三		

\*出典IIの方にペンで書き込みあり。出典Iでは「学生課」とのみ鉛筆で書かれている。

### ◎第五回記事要旨 六月三十日

◇第六回委員会の決定により訂正

#### 第五回外国人留学生取扱二閑スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年六月三十日〔自午後三時至午後五時〕  
一、会 場 大講堂南側控室  
一、出席者 平賀 総長  
竹内委員長

而シテ、右筆記【銓衡】ニ於ケル用語ヲ如何ナル國語ニヨルベキヤニ閑シテハ之ヲ各学部ノ試験委員ニ一任スルモノトス。

一、外国人留学生学士試験ニ閑スル件  
次ニ本議題ニ閑シ、種々審議シタル結果、学部通則第七十八条ナント同第二十三條〔ト〕ヲ加ト〔合セ〕タル大体左ノ如キ規定案ヲ得タルモ、ソノ詳細ニ閑シテハ次回ニ於テ之ヲ議スコトトナル。

一、外国人留学生ニシテ医学部医学科ニアリテハ四〔學〕年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三〔學〕年以上在学シ、夫々学部所定ノ試験二合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタル場合、学士試験合格證書ヲ附〔付〕与ス。

以上

尚外国人留学生入学後ニ於ケル生活ノ監督指導ニ閑シ調査審議ヲ進ムルタメ、本問題ニ關係深キ、日華学会其ノ他ノ機関ニ對シ大室幹事及石井幹事ヨリ照会ヲナスコトトナル〔リタリ〕。

次回ハ七月七日（火曜日）午後三時開催ノ予定

議題

一、大学院学生、選科生、聽講生及研究生ニ関スル件

\*これに關する照会は見つからない。

◎参考資料五一 学部通則第二十三条、第七十八条（現行）

第二十三条 医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受け、之ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ、一学力ヲ検定シ、高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス。ハ二学年以上在学シ且学部通則ノ定ムル試験ヲ受け之ニ合格シタル者ハ卒業者トシ之ニ卒業證書ヲ授与ス。

第七十八条 外国学生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与スルコトヲ得

◎第六回記事要旨 七月七日

第六回外国人留学生取扱ニ關スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年七月七日（午後三時）至午後五時  
一、会 場 大講堂南側控室  
一、出席者 竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、大室

議題

一、外国人留学生学士試験ニ關スル件（前回ノ継続）

「外国人留学生取扱ニ關スル調査委員会」（昭和十七〔一九四二〕年・東京帝国大学）の記録

先ツ前回ニ於テ大体成案ヲ見タル学部通則第七十八条条文ニ就キテ審議ヲ続行シタル結果、「学部所定ノ試験ニ」ヲ「学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニト改正スルコトニ決定ス。即チ

二、外國学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上、其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受け、之ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ、一学力ヲ検定シ、高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス。

尙前回記事要旨中、第二頁第五行中ノ「筆記」ヲ「銳衡」ト改メ、同頁第六行中ノ「試験委員」ヲ抹殺スルコトニ大々決定ス。

以上

一、大学院学生、選科生、聽講生及研究生ニ關スル件

本議題中大学院学生入学ニ關シ種々審議シ、各委員ノ意見ニシテ一致セル事項左ノ如シ。

一、外国人留学生ニ対スル教育目的ノ大原則（六月二十三日決定）ハ之ヲ大学院学生ニモ適用スルコト。

一、志願者ノ履歴、人物、思想等ヲ学内ニ設置セラルベキ中央機関ニ於テ調査スルコト。

三、志願者ノ資格ニ対シテハ、学部通則第五十五条ヲ準用スルコト。  
但シ各学部ニ於テ、内規ヲ設ケ厳選方針ヲトルモノトス。

尚大学制度審査委員会議事録中、大学院学生、選科生、聽講生、研究生ニ關スル部分ヲ抜萃シ、次回委員会ニ於テ配付スルコトナル。

次回ハ七月十四日（火）午後三時開催ノ予定。

議題

一、大学院学生、選科生、聽講生及研究生ニ關スル件（前回ノ継続）

◎配付資料六一 第七十八条案

※第六回委員会にて配付

◇第六回委員会の決定により訂正

案

第一 条 外国学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年年以上在学シ且其部附属ノ試験并【学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ】合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス

◎参考資料六一 学部通則第五十五条（現行）  
第五十五条 大学院二入ルコトヲ得キ者ハ当該学部ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニシテ当該学部教授会ニ於テ適当ト認メタル者トス

◎第七回記事要旨 七月十四日

第七回外国人留学生取扱二関スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年七月十四日 自午後三時三十分 至午後五時四十分  
一、会 場 大講堂南側控室  
一、出席者 平賀總長

竹内委員長

委員 龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

一、議題 大学院学生、選科生、聽講生及研究生二関スル件（前回ノ継続）

〔本学制度臨時審査委員会議事録中大学院二関スル件  
先ツ東京帝國大学大学制度臨時審査委員会ニ於テ決議サレタル第三、大學院三（一）「外国大学卒業生ノ処置ニ就テハ別途ニ考慮スルコト」ノ件二関スル條文中、「特設大学院（仮称）」ナルモノノ施設ニ關シテ審議セラレタル結果、各委員ノ一致シタル意見トシテ、右ハ実行上ニ困難ヲ伴フモノト認メラレタリ。〕

〔外国人学生ノ定員ニ關スル件  
外国人学生ノ収容數ニ關シテハ本科学生、大学院学生其他ノ総ニ亘リ「本学ニ於テ支障ナキ限り」トノ条件附トナシ之ヲ留学生ニ關スル大原則ノ部分ニ記載スルコトニ決ス。  
而シテ内規トシテ次ノ事項ヲ決セラル。  
大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。〕

〔大学院研究證書ニ關スル件  
本議題ニ關シ種々審議セラレタル結果左ノ如キ成案ヲ得タリ。  
外国人学生ニシテ大学院ニ二年以上在学ノ上、所定ノ研究報告ヲ提出シ、其ノ成績見ルベキ有ル者ニ對シ、本人ノ志望ニ依リ、教授会ノ議ヲ経テ学部長ノ副申アリタル場合、總長ヨリ大学院研究證書ヲ附与スルコト。右大学院研究證書ハ石井幹事ノ手元ニ於テ之ヲ作製シ、次回委員会ニ於テ之ヲ審議スルコトトナリタリ。〕

〔選科生及聽講生ニ關スル件  
外国人留学生ニ對シ選科生聽講生等ノ制度ヲ存置スベキヤ否ヤニ就テ、種々意見ノ開陳アリタルモ、未だ結論ニ到達セズ、丹羽委員ヨリ次回ニ於テ農學部ノ選科生ニ關スル実状ヲ報告スルコトトナリタリ。〕

次回ハ七月二十一日午後三時開催ノ予定

議題  
一、選科生、聽講生及研究生ニ關スル件（前回ノ継続）

〔別紙〕

大学院研究證書案

国籍	氏名
右ハ東京帝国大学大学院学生トシテ東京帝国大学教授〇〇〇〇指導 ノ下ニ〇年間「研究題目」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス	
昭和年月日	
印	東京帝国大学総長位階勲等学位姓名印

◎配付資料七一 大学院

※第七回委員会にて配付

東京帝国大学大学制度臨時審査委員会

昭和十四年十一月二十五日可決

第三 大学院

一、大学院ハ之ヲ存置スペキモノト認ム

現在ノ大学院ハ学部ニヨリ必ズシモ十分ニ其ノ機能ヲ發揮セルモノト  
称シ難キモ今後之ヲ改善シ多數有能ノ学生ヲシテ専門事項ニ關シ其ノ  
蘊奥ヲ攻究セシムルコトハ國家有為ノ人材ヲ養成シ學術ノ発達ヲ期ス  
ル上ニ緊要ナリト認ム

二、大学院ハ学生ヲシテ指導教官指導ノ下ニ専門事項ヲ攻究セシメ學術ノ發  
達ニ資スルヲ目的トス

大学院ハ右ノ目的ヲ有スト認ムベキモ大學令第三条ニハ「学部ニハ研  
究科ヲ置クヘシ」「數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ聯  
絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得」トアリテ一

見大学院ガ各研究科間ノ聯絡協調ノミヲ目的トスルヤノ觀ナキニ非ズ  
大学院ハ單個ノ研究科ト異リ各研究ノ聯絡協調ヲ期スルヲ一ノ目的ト  
為スベシト雖右ニ掲ゲタル大学院ノ目的ヲ表スモノトシテハ大學令第  
三条ノ規定ハ不明瞭ノ嫌アルヲ免レズト認ム

三、現行ノ大学院制度ハ各学部ニヨリ事情ヲニセザルモ右ノ目的ヲ達成ス  
ル上ニ必ズシモ遺憾ノ点少ナシトセズ之ガ改善ニ關シテハ特ニ左ノ諸点  
ニ留意スペキモノト認ム

(イ)大学院ノ入学志願者ハ之ヲ嚴選スルコト

從來大学院入学志願者ノ銓衡ニ付テハ各学部ニヨリ事情ヲ異ニスル  
モ大学院学生トシテ攻究スルニ適セザル者ノ入学セル例必ズシモ少  
ナシトセズ大学院ノ權威ヲ高メ其ノ使命ヲ達成セシムル為ニハ本學  
卒業生タルト他大学卒業生タルトヲ問ハズ入学志願者ヲ嚴選シ真ニ  
大学院学生トシテ研究スルニ適セル者ノミヲ入学セシムルヲ必要ト  
スベシ

尚之ニ關聯シ後記ノ如ク大学院学生ノ定員ヲ設クルコト

外国语大学卒業生ニ付別途ノ制度ヲ設クルコトモ併セテ考慮スルヲ必  
要ト認ム

(ロ)大学院学生ノ定員ヲ定ムルコト而シテ其ノ定員ハ各学部ノ事情ニ応  
シ適宜之ヲ定ムルコト

大学院学生ニ付テハ從來定員ノ定メナキモ大学院ヲシテ其ノ目的  
ヲ達成セシムル為ニハ大学院学生ノ定員ヲ定メ之ヲ基礎トシテ大  
学院ノ施設ノ充実ヲ期スルト共ニ之ニ有効適切ナル指導ヲ為ス  
妥當ナリト認ム而シテ其ノ定員數ハ各学部ニヨリ事情ヲ異ニスル  
ヲ以テ各学部ニ於テ適宜之ヲ定ムルノ外ナキモ大体ニ於テ自然科  
學方面ニ在リテハ研究指導ノ關係上教授ニ付數名ヲ限度トシ人文  
科学方面ニ在リテハ一教授ニ付十數名ヲ限度トスルヲ適當ト認ム  
(ハ)外国语大学卒業生ノ処置ニ付テハ別途ニ考慮スルコト

從來中華民國等外國大學ノ卒業生ニ對シ國際親善ノ意味ヲ以テ大  
學院入学ニ付便宜ヲ与フルノ例少ナシトセザルモ大學院ノ如上ノ  
目的トハ一致セザルモノト認ム然レドモ一方學術上國際協調ノ必  
要モ亦之ヲ無視シ得ザルニ鑑ミ外國大學卒業生ノ為ニハ特設大學  
院（仮称）ヲ設クル等別途ノ考慮ヲ為スヲ適當ト認ム

(2) 大學院学生ノ在学期ト二年ヲ一期トシテ一年宛延長シテ最高六年ニ  
及ビ得ルコトトスルコト

大學院学生ヲシテ研究ノ目的ヲ達成セシムル為ニハ在來ノ最高五  
年ノ在学年数ハ多少短キニ失スルノ嫌アリ最高六年ニ及ビ得ルコ  
トトスルヲ適當ト認ム

(3) 大學院終了者ニ対スル学位授与ノ制度ハ今後之ヲ活用スルコト  
從来ト雖大學院学生学位ヲ得ント欲スルトキハ學位論文ヲ提出ス  
ルコトヲ得ルモ學部ニヨリテハ此ノ制度ノ活用セラレザル場合少  
ナシトセズ今後大學院ニ於ケル指導ノ充実ヲ期スルト共ニ研究ノ  
目的ヲ達成シタル後其ノ結果ヲ學位論文トシテ提出セシムルコト  
トシ大學院学生ニ対スル学位授与ノ制度ヲ活用スルハ今後ノ研究  
ノトコト得ルコトヲ得

(4) 特選給費學生ノ制度ヲ活用スル等大學院學生ニ対スル研究補助ノ適  
切ナル手段ヲ講ズルコト  
優秀ナル學生ノ為攻究ノ途ヲ開クコトハ大學院ヲシテ其ノ使命ヲ  
達成セシムル上ニ緊要ナリ此ノ為ニハ特選給費學生ノ制度ヲ活用  
スル等研究補助ノ適切ナル手段ヲ講ズルヲ必要ト認ム

#### (1) 大學院学生ニ類似スル諸制度ヲ統一整理スルコト

學部ニヨリ實質上大學院学生ニ類似スルモノトシテ學部通則ニヨ  
ル副手ト異リ主トシテ研究ニ從事スル副手又ハ專攻生等ノ存スル  
例アリ學部通則ニヨル副手ノ制ハ之ヲ存置スベシト雖大學院学生  
ニ類スルモノハ可及的大學院学生タラシメ一面大學院ヲ充実スル  
ト共ニ他面學制上ノ変則ハ之ヲ可及的整理スルヲ適當ト認ム

#### ◎ 參考資料七一一 大學令第三條

大正七年十二月六日勅令第二百八十八号公布、昭和三年一月二十日勅令第七号  
改正公布

第三条 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ  
數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合  
シテ大學院ヲ設ケルコトヲ得

#### ◎ 配付資料七一二 專攻生ニ關スル件

※第七回委員会にて配付

専攻生ニ關スル件

東京帝國大學大學制度臨時審查委員會  
昭和十五年二月十六日可決

#### 決議

大學院入学ノ資格又ハ条件ヲ缺クモ充分ノ學力ヲ有シ特殊事項ニ付キ研究ヲ  
志願スルモノアルトキハ本學學部ニ於テ其ノ研究事項ヲ必要ト認ムル場合ニ  
限リ一定ノ条件ノ下ニ研究生トシテ其ノ研究ヲ為サシメ得ル制度ヲ設クルコ  
トヲ希望ス

#### 説明

大學院入学ノ資格ナキ學力及研究能力ニ於テ充分ナリト認メラル篤学者又  
ハ帝國大學卒業生ニシテ在学年限等ノ条件ガ大學院學生タルニ適セザル者ニ對

シテモ特殊事項ニ関スル研究ニ従事スル機会ヲ与フルヲ本制度ノ趣旨トス

而シテ研究生タランコトヲ志願スル者アルトキハ其ノ研究事項ヲ当該学部ニ

於テ必要ト認メ且ツ施設ニ支障ナキ場合ニ限り厳選シテ之ヲ許可スルヲ可ト

スペシ、固ヨリ大学院入学ノ資格及条件ヲ具フル者ハ本制度ニ拠ラシメザル

ヲ本旨トス、本制度ヲ実施セントスル学部ハ教授会ノ決議ヲ以テ内規ヲ作製

シ評議会ノ議ヲ経ルコトヲ要ス

現行ノ医学部専攻生其ノ他類似ノ制度ハ之ヲ廢止シ本制度ニ該当スル者ノ

ミ之ヲ研究生トシテ許可スルヲ適當ト認ム

\*印刷済の部分を『東京大学百年史』資料一の一一、三六頁の記載により補つ。

## ◎第八回記事要旨 七月二十一日

第八回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年七月二十一日 自午後三時至午後五時

一、会場 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井

### 議題

#### 一、大学院研究證書案ニ關スル件

石井幹事ニ於テ作製セル案ニ關スル件ニ就キ審議シタル結果、該證書ノ呼称ハ之ヲ「大学院研究證明書」トシ、其ノ難易ヲ次ノ如ク決定セリ。

#### 一、選科及聽講生ニ關スル件

##### 決議

選科及聽講生制度ハ之ヲ存置スベキモノト認ム、尚現時法經兩学部ニ於テ所謂全科選科生トシテ入学セシメツツアル陸海軍人ヲ理、工両学部ニ於ケル陸海軍学生規定ニ準ジテ取扱フヤ否ヤニツキ検討セラレンコトヲ希望ス。

##### 説明

選科及聽講生制度ハソレソレ其ノ特徴ヲ有シ、大學ニ於ケル教育制度トシテ之ヲ存置スル必要アリ、只現時法、經両学部ニ於テ所謂全科選科生トシテ陸海軍經理学校卒業生ヲ收容シツ、アル制度ハ、選科生ノ本質ニ鑑ミ寧ロ之ヲ理、工学部ノ陸海軍学生規定ニ準ジテ取扱フヲ可トスベキガ如シ依ツテ當該学部ニ於テ此点ニ付キ検討セラレンコトヲ希望ス。

印	右ハ東京帝國大学大学院學生トシテ〇〇学部ニ於テ東京帝國大学教授〇〇〇〇指導ノ下ニ〇〇年間「〇〇〇〇」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス
年月日	東京帝國大学總長位階勲等学位姓名印

附記　一　体裁ニ関シテハ石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度ニ  
スルコト。

次デ丹羽委員ヨリ農学部ニ於ケル選科生ニ関シテ左ノ如ク実状報告アリタリ。

◎配付資料八一 中間報告書

農學部二於ケル選科生ハ全般的ニ良好ナラズ、獸医学科ニ於テハ特ニ然リ。

外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会中間報告書（一七、七、一一）  
標記委員会ノ第一乃至第七回ノ間ニ於ケル決議事項ノ左ノ如シ

用ヒテ入学セシムルコトナラバ、別ニ選科生制度ノ必要無キモノト考ヘラレル。現在ニ於テハ全科選科生タルコトヲ希望スルモノ大部分ナルタメ、寧口之ヲ本科生トシテ取扱フコトモ考ヘ得。尙農学部ニ於ケル外国人留学生ノ收容數ニ關シテハ各学科定員ノ一割以内ニ限り定員外トシテ入学セシムル方針トナレリ。

卷之三

委員長ヨリ本委員会第一回乃至第七回ノ間ニ於ケル決議事項ヲ集録シタル  
中間報告書案ヲ各委員ニ配布シ、一応成案ノ上ハ七月二十八日開催ノ評議  
会席上ニ於テ報告スルコトトナルベキ旨ノ説明アリ。各委員ヨリ種々意見  
ノ開陳アリタル後、報告書第一頁、二、收容限度、「本学ニ於テ」ヲ「本  
学各字部ニ於テ」ト改メ、第二頁、本科学生入学資格(イ)ノ第二項ヲ内規ト  
シ、第三頁2、大学院学生ニ就テ「学部通則第五十五条前段」ノ「前  
段」ヲ抹消、第四頁「證書」ヲ「證書及證明書」、第五頁第五行及第九行中  
「證書」ヲ「證明書」ト改メテ異議ナク可決ス。

次回 九月八日（火曜日）開催ノ予定

# 一、選科生、聽講生、研究生ニ關スル件（前回ノ繼續）

(三)日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ

(一)前記(イ)ノ入学試験ニ合格セザリシモノ  
〔高等学校卒業者ニシテ前記(イ)ノ入学ヲ出願

〔内規〕  
前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容数ハ前項ニヨル入学者数  
ニ拘ラズ定員通りスルコトヲ得】

又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ

シ成績見ルベキモノニ対シ本人ノ志望ニ依リ教授会ノ議ヲ経テ学部長ノ副申アリタル場合總長ヨリ大学院研究證【明】書ヲ付与ス。

(註) (3) 中「適當ナル機関」ハ國際學友会、滿洲國留日学生会、

日華學會等相當信用アル機関トズ

## 2、大学院学生ニ就テ

志願者ノ資格ニ就テハ学部通則第五十五条前段ヲ適用スルモノトス但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲトルモノトス

## 四、銓衡

1、本科学生ニ就テ

(1) 学部通則第七十七条ニ依ル志願者ノ取扱二閑シ学内ニ一中央機関ヲ設置シ左ノ事項ニ關スル銓衡ヲ行フ。

(1) 履歴、人物、思想等

(2) 日本語ノ語学力

(2) 各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合符シタルモノニ対シ、当該学部ノ修学ニ必要ナル一般的な素養ニ就キ筆記、口述及其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ入学者ノ許否ヲ決ス。

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ拠ラシム。

2、大学院学生ニ就テ

志願者ノ履歴、人物、思想等ハ前記ノ中央機関ニ於テ之ヲ銓衡ス。

## 五、證書【及證明書】

1、学士試験合格證書

外国学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上、其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス。

2、大学院研究證【明】書

外国人留学生ニシテ大学院ニニ年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出

## ◎参考資料八一一 台北高等学校卒業者の扱い（文部省令）

〔大正十二年三月二十九日文部省令第十二号〕

台灣教育令ニ依リ設置セル学校ノ生徒兒童及卒業者ノ他ノ学校へ入学転学ノ關係ニ就キ高等学校令ニ依リ設置シタル高等学校ノ生徒兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ◎参考資料八一二 旅順高等学校卒業者の扱い（文部省令）

〔昭和十六年九月十日文部省令第七十七号〕

関東局、大連市又ハ旅順市ノ設置セル学校ノ生徒兒童及卒業者ノ他ノ学校へ入学転学ニ關スル規程

第四条 関東局ノ設置セル旅順高等学校ノ生徒及卒業者ハ他ノ学校へノ入学転学ノ關係ニ就キ高等学校令ニ依リ設置シタル高等学校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

## 附 則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

## ◎配付資料八一二 臨時措置トシテ決定ヲ要スルモノ

※配付資料であるが、委員会で配付されたか評議会に提出されたか、その他に提出されたか不明。

臨時措置トシテ決定ヲ要スルモノ

モノ左ノ如シ

(一)前記(イ)ノ入学試験ニ合格セザリシモノ

(二)高等学校卒業者ニシテ前記(イ)ノ入学ヲ出願セザリシモノ

(三)日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ

- 一、七十七条入学者ノ学部別定員
- 二、大学院入学者ノ学部別定員
- 三、外国学校ノ資格

## ◎成文 中間報告書

◇評議会の希望に基づき第九回委員会の決定により訂正。但し、訂正字句は、配付資料一三、三に基いた。

昭和十七年七月廿四日

\* 外国人留学生取扱ニ關スル調査委員会中間報告書(一七、七、二二)

標記委員会ノ第一回乃至第七回ノ間ニ於ケル決議事項左ノ如シ

### 一、教育目標

外国人留学生ニ対スル教育ハ夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。

### 二、収容限度

外国人留学生ノ収容限度ハ本学各学部ニ於テ支障ナキ範囲トス

### 三、入学資格

#### 1、本科学生ニ就テ

(イ)高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ)ノ卒業者ニシテ日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ從前通トス。

#### (内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容数ハ前項ニヨル入学者數

ニ拘ラズ定員通りトスルコトヲ得

(イ)学部通則第七十七条ニ依ル定員外外国学生タラムコトヲ出願シ得ル

薦アリタルモノ

(イ)前記(イ)ノ入学試験ニ合格セザリシモノ

(二)日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ

又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ夫々適當ナル機関ノ推

#### (内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、協議決定シ、將來モ隨時其實質ヲ検討スベキモノトス。】

### 2、大学院学生ニ就テ

志願者ノ資格ニ就テハ学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲトルモノトス

### 四、銓衡

#### 1、本科学生ニ就テ

(イ)学部通則第七十七条ニ依ル志願者ノ取扱ニ關シ学内ニ中央機関ヲ設置シ左ノ事項ニ關スル銓衡ヲ行フ。

#### (イ)履歴、人物、思想【健康】等

#### (イ)日本語ノ語学力

(イ)各学部ニ於テハ前記(イ)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ對シ、当該学部ノ修學ニ必要ナル一般的素養ニ就キ筆記、口述及其ノ他適當ナル方法

#### (イ)依ル銓衡ヲ行ヒ入学ノ許否ヲ決ス。

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容数ハ前項ニヨル入学者數

ニ拘ラズ定員通りトスルコトヲ得

(イ)学部通則第七十七条ニ依ル定員外外国学生タラムコトヲ出願シ得ル

志願者ノ履歴、人物、思想等ハ前記ノ中央機関ニ於テ之ヲ銓衡ス

## 五、證書及證明書

### 1、学士試験合格證書

外国人留学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上、其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス。

### 2、大学院研究證明書

外国人留学生ニシテ大学院ニ二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ成績見ルベキモノニ対シ本人ノ志望ニ依リ教授会ノ議ヲ経テ学部長ノ副申アリタル場合總長ヨリ大学院研究證明書ヲ付与ス。

\*出典Iの資料に紙片がクリップでとめられており、次の様な鉛筆による書き込みがある。

- 一、敵国人ノ入学ニ就テノ通牒調査
- 二、「適當ナル機関」中ニ「日伊学会」其他ヲ列挙スルコト
- 三、中央機関ノ取扱事項[中ニ]

[健康状態]ヲ追加ノコト

\* \* \* \* 出典III中に、七月二十八日評議会で内田祥三工学部長がメモしたと思われる次の様なペンによる書き込みがある。但し、鍵括弧は引用者による。なお、

横田は法学部評議員横田喜三郎 井口は第二工学部評議員井口常雄、瀬藤は第二工学部長瀬藤家一。

「支障ナシト云フ消極的デハナク、設備等モ充実ニ努力シテ積極的ニ何%力ヲ入レテヤロウト云フ精神、」

「[中]ハ本科学生トナル故他ノ日本人学生ニ対シテ眞合惡ソ（横田）、現在デモ出来ルノダガ[中]ニハ随分不明瞭ナモノアリアレガ入ルナラト云フコトデ[中]ノ学生ノ方ガ面白タナク考ヘル（井口）」[中]ハ入学試験ヲシナイ方ガヨカルベシ（瀬藤）」

＊＊＊右出典に同じ。なお、増田は医学部評議員増田胤次。

「健康状態ヲ入ル、ヲ可トゼン（増田）」

＊＊＊右出典に同じ。

「筆記、口述ハ必ズヤル」

## ◎関連資料一 評議会七月二十八日記事要旨

### 一、外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会中間報告ノ件

総長〔平賀議〕ヨリ本委員会ハ未ダ継続中ナルモ調査資料ノ関係等ニ依リ八月中ハ休会スルコトトナリタルヲ以テ一応中間報告ヲ求メタル旨ヲ述べラレ竹内委員長臨席ノ上別紙報告書ニヨリ詳細ノ説明アリテ質疑ニ入り各

位ヨリ夫々意見ノ開陳並ニ質疑應答アリタリ。

総長ヨリ最近ニ至リ内閣ニ於テモ同様ノ問題ヲ採り上ゲ文部省ニ於テモ亦委員会ヲ作り本學ト連絡ナリタキ旨庶務課長マテ非公式ニ話アリ、本件ハ中間報告ナレバ各位ノ意見ヲ考慮シ将来ノ調査ヲ進行スベク、本日ノ御意見ハ委員長ニ於テ可然取計ハレタキ旨述ベラル。

## ◎第九回記事要旨 九月十五日

### 第九回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年九月十五日 自午後三時  
至午後五時

一、場 所 大講堂南側控室

出席者  
竹内委員長

委員 我妻、市河、坪井  
幹事 石井、大室

## 議事

次回八十月六日（火）午後三時開催ノ予定

## 議題

一、選科生、聽講生、研究生ニ関スル件（前回ノ継続）

竹内委員長ヨリ総長ノ命ニ依リ去七月二十八日開催ノ評議会ニ於テ本委員会ノ決議事項中間報告ヲナシタル旨ノ報告アリタル後、我妻委員ヨリ右中間報告書中ニ於ケル左ノ事項ニ付再審議ヲナシテハ如何トノ提案アリタリ。

一、本委員会中間報告書中、第二頁(四)一(一)記載ノ第一次入学試験ニ合格セザリシ者モ外國学生ナルガ故ニ特ニ入学ヲ許可サルルトセバ、之ニ付スル卒業證書ノ書式ハ、一般ノ卒業證書トハ若干異ニスル必要有ルニアラズヤ。

二、第五頁五、一中「高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキ」ナル条件ハ、大學ニ於ケル学部規則ノ定ムル試験ニ合格セル者ニ対シテハ寧ロ不要ナラズヤ。

尚議題外トシテ第一次入学志願者募集ニ際シ不合格トナリタルモノガ、第二次募集ニ再応募スルコト可ナリヤ、トノ問題ニ關シ種々討議セラレ、如斯ハ同一

学科ニ於テハ不可ナルモ、學部ガ異リ、或ハ同學部ニテモ學科ガ異リタル場合ニハ可ナルベシトノ意見アリタルモ、結論ニ到ラズ。而シテ此問題ニツキ石井幹事ヨリ、農學部農業經濟学科ニ昭和十七年十月入学スベキモノト決定シタル

中二、第一次ノ不合格者ニシテ第二次銓衡ニテ入学ヲ許可セラレタルモノ一名アル旨ヲ、参考トシテ、報告アリタリ。

右諸問題ニ關シテハ更ニ次回ニ於テ審議スルコトトナル。

次ニ委員長ヨリ前記中間報告書ニ対シ、評議会ニ於テ左ノ事項ヲ追加セラレタキ旨ノ希望アリタルコトノ報告アリテ異議ナク可決ス。

即チ第三頁第四行「適當ナル機關」中二「日獨文化協會、日伊協會」等ヲ挿入スルコト、但シ「適當ナル機關」ニ就クハ別ニ調査ノ上協議決定シ之ヲ内規ト定メ、将来モ隨時其実質ヲ検討スベキモノトス。

第四頁第一行(一)並ニ第十行ノ履歴、人物、思想ノ次ニ「健康」ヲ挿入スルコト。統イテ選科生其他ノ銓衡、指導及監督ヲ嚴格ニスルコトニツキ、各委員ヨリ意見ノ開陳有リタルモ詳細ニツキテハ次回ニ於テ審議スルコトトナル。

## 議題

一、選科生、聽講生、研究生ニ關スル件ノ審議ニ入り、先づ外國学生ニ付スル選科生制度ニツキ、種々検討セラレ、入学願書ヲ受理セザルコト、スル方

## ◎第十回記事要旨 十月六日

\* 昭和拾七年拾月拾參日

第十回外国人留学生取扱ニ關スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年十月六日 自午後三時至午後五時

一、場 所 大講堂南側控室

## 一、出席者

## 竹内委員長

委員 橫田（我妻委員代理） 龜山、市河、丹羽、

柳川（橘爪委員代理） 井口

幹事 石井、大室

委員長開会ヲ宣セラレ、勝頭我妻委員ノ代理横田教授ヨリ、前回我妻委員ノ提案ニ係ル「中間報告中、再審議ヲ要スル事項」ニツキ、重ネテ、同報告書第二頁〔三〕(四)一(一)ハ不合理ナル点多々認メラル、ニ由リ、削除シテハ如何トノ提案アリ。是ニ対シ各委員ヨリ種々意見ノ開陳アリタルモ、結論ニ到達セズ、将来改メテ再審議スルコト、シテ、一応原文ノマ、トス。統イテ第五頁五、一中「高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキ」ナル条件ニ付テモ、同様将来再審議ヲ条件トシテ、原文ノマ、ト決セリ。

可ナラントノ意見多數ナリシモ、其決定ニツキテハ、坪井委員ノ出席ヲ待チテ是ヲ行フコトトナル。尙ホ選科生制度ハ、教育制度ノ発達シ来レル現在二於テハ日本人ニ付テモ不要ナラズヤトノ意見多數ヲ占メタリ。

次ニ聽講生制度ハ、外國人学生ニ対シテモ之ヲ存続シ、学部通則第三十三条ヲ適用スルコト、ナリ、尙ホ「適當ナル機関」ノ紹介アルモノモ之ヲ考慮スルコトニ一致セリ。

其他一般ノ外國人学生ト同ジク中央機關ニ於テ履歴、人物、思想、健康及日本語ヲ検定スルコト、シ、其際併セテ聽講生タルコトヲ志願シタル理由ヲモ十分調査スルコトトシ、各学部ニ於ケル入学許可ニ際シテハ嚴選主義ニ依ルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ。

又第三十五条ノ適用ヲ適正ナラシムルタメ、各学部ニ特別ノ指導監督機関設置シ、学生課ト協力シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ。

(参考)

現在文学部ニ於ケル外國人聽講生志願資格者ハ、官厅又ハ外国政府ノ委託アルモノノ外大学院入学試験不合格者ニシテ聽講生ヲ志願スルモノニ限リツツアリ。

議題外トシテ前回石井幹事ヨリ報告アリタル、農学部農業経済学科ニ於ケル実例ニ鑑ミ、第一次不合格者ニシテ、同学科第二次銜衡ヘ出願スルコトノ可否ヲ問題トシテ評議会ニ提出シテハ如何トノ意見有リタリ。

次回ハ十月十三日（火曜日）午後三時開催ノ予定

議題

- 一、研究生ニ関スル件（前回ノ継続）
- 二、女子入学志願者ニ関スル件

\*出典一、二、三とも印で記されている。

## ◎参考資料一〇一一 学部通則第三十三条、第三十五条（現行）

第三十三条 聽講生ハ各学部所定ノ資格アル者ニ限ル但シ官厅又ハ外国政府ノ委託アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十五条 聽講生ハ学部長ノ監督ヲ承ク  
聽講生本学ノ規則ニ違背スルトキハ学部長ハ教授会ノ議決ヲ経テ之ヲ除名ス

## ◎配付資料一〇一一 各大学の留学生受入れ制度

※配付日不明

京都帝国大学

一、外國人ニシテ大学通則第二章ノ規定（一般学生）ニ依ラズシテ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス。

一、外國学生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シタルモノニハ本人ノ志願ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業同等以上ト認メタルトキハ卒業證書又ハ学生試験合格證書ヲ授与ス。

- 一、外國学生ニハ学生又ハ選科生ニ關スル規定ヲ準用ス。
- 一、入学願書ニ添附スベキモノ
- 1、健康證明書（官公立病院ニ於テ作成セルモノ）
- 2、履歴書
- 3、写真三葉（最近撮影手札型半身脱帽正面舞台紙）
- 4、最終學校ノ卒業證書並ニ學業成績證明書
- 5、外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介書  
(中華民国人ニアリテハ興亞院ノ紹介書)

6、人物調査（出身学校ニ於テ作成セルモノニシテ性質、操行、思想、関係等詳記ノモノ）

#### 一、銓衡方法

1、身体検査（志望学科及年度ニヨリ施行セザルコトアリ）

2、人物考査（志望学科及年度ニヨリ施行セザルコトアリ）

#### 法 学 部

##### 一、特別入学規定ニ依ル出願資格（満洲國人）

本邦ノ私立大学専門学校又ハ外国ノ大学専門学校ヲ卒業シ学業成績優秀ニシテ日本語ヲ十分ニ理解シ且自由ニ話シ得ルモノ。

##### 一、学資処弁法

一、学力ノ検定ハ試験ニ依リ之ヲ行フコトアルベシ

（試験科目ハ施行ノ際発表ス）

一、入学ヲ許可セラレタル者ニシテ本学他学部又ハ他ノ帝国大学へ入学ヲ出願シタル事実ヲ発見シタル時ハ入学ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

##### 注 意

畢業證書未ダ受領ニ至ラザルモノハ出身学校ノ畢業證明書ヲ添付スルコトヲ要ス。

#### 医 学 部

一、検定料拾円（本人ヨリ直接本学部ニ提出ノコト）

#### 工 学 部

一、外国学生ノ入学ニ關シテハ教授会ニ於テ之ヲ定ム

一、入学ノ許可ヲ得タルモノハ入學料金拾円ヲ納入スベシ

一、授業料ハ一ヶ年金百貳拾円、実験製図等ヲ為スモノハ外ニ金六拾円ヲ納入セシム

#### 文 学 部

一、検定料拾円（現金又ハ郵便為替證書）

#### 理 学 部

#### 法文学部

#### 東 北 帝 国 大 学

##### 一、大学通則第二章ノ規定（一般学生）ニ依リ入学ヲ許可ス。

右ノ規定ニ依ラズシテ学部ニ入学セントスル者ニ對シテハ明治三十四年文部省令第十五号ニ依リ定員外ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ。〔〕

##### 一、本科生第二次入学

外国人ニシテ本科生第二次入学ヲ願出ツル者ハ日本駐劄大公使ノ推薦書ヲ添附スルコトヲ要ス但シ中華民国人ハ興亞院ノ紹介書ヲ添附スベシ。

##### 一、特別入学

高等学校及學習院各高等科卒業以外ノ外国人ニシテ適當ノ学歴ヲ有スル者ニ對シテハ試験ノ上本科生若ハ聽講生トシテ特ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ。

#### 九 州 帝 国 大 学

一、外国人ニシテ学部所定ノ科目若ハ數科目ノ学業ヲ受ケントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ニ依リナヨ許可ス。

一、外国学生ニシテ当該学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ合格證書ヲ付与スルコトアルベシ。

（学力検定試験ニハ當該國人ニ相應スル問題ヲ選定スルコト）

一、外国学生ニハ正科生ニ關スル規定ヲ準用ス。

## 一、参考事項

東京商科大学

- 内地ノ各種専門学校卒業者ハ内地人同様学力検定試験ヲ課シ高等學校出身者ト共ニ選抜試験ヲ經テ其ノ成績ニ依リ入学ヲ許可ス  
但シ成績査定ニ当リテハ内地人ヨリ幾分斟酌スルコトアルベシ
- 学部通則第六十六條「本學ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究ゼントスルモノアルトキハ設備ニ差支ナキ限り專攻生トシテ之ヲ許可スルコトアルベシ」ニヨリ外国大學卒業ノミニテモ言語、筆記可能程度ヲ審査シテ專攻生トシテ入学ヲ許可スル場合アリ。
- 入学願書（学部所定）ニ添付スペキモノ
- 履歴書
- 身体検査書
- 卒業證明書
- 写真

- 第一条 外国人ニシテ本邦駐在當該外國公館ノ紹介ヲ以テ本學ニ入学ヲ出願スルモノハ左ノ事項ニ該當スル者ニ限り銓衡ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ  
1、本學ノ認ムル外國ノ大學若シクハ高等専門學校ニ於テ十分ナル予備教育ヲ受ケタルコト  
2、入学出願前本學ニ於テ必要ト認ムル期間本邦ニ滞在シ日本語及日本国情ニ相当通曉シヲルコト
- 日本語ノ外英独仏三語ノ何レカヲ理解スルコト  
但シ前項第一号及第三号ノ考查ニ關シテハ日本語及歐洲語ノ試験ヲ行フモノトス

- 右書類ヲ駐日當該公館經由出願ノコト  
北海道帝國大學
- 一、外国人ニシテ大學通則第二章（一般学生）ノ規定ニ依ラズシテ學部ニ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依り定員外ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ。
- 一、外国语ニシテ當該學部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ由リ、學力ヲ検定シ大學予科修了ト同等以上ト認メタルトキハ合格證明書ヲ付与スルコトアルベシ。
- 一、外国语ニハ本學學生ニ關スル規定ヲ準用ス。

- 右書類ヲ駐日當該公館ノ紹介状（中華民國人ニ限リ興亞院文化部ノ推薦状ヲ要ス）  
第一条 本學ニ入学ヲ許可セラレタル外國人學生ハ本學指定ノ外國人學生指導教官ニ就キ其ノ指導監督ノ下ニ研究スルヲ要ス  
第二条 本取扱規則ニヨリ入学ヲ許可セラレタル外國人學生ニシテ指導教官ノ證明スル特別ノ事情アル場合ニ限り入学試験料及授業料ヲ免除スルコトアル  
第三条 教官ニ就キ其ノ指導監督ノ下ニ研究スルヲ要ス  
第四条 外國人學生ニシテ本學ニ三ヶ年以上在学シ、學則第五条ノ必修科目及選択科目ヲ併セ二十五単位以上ヲ履修シ、学科及論文試験ニ合格シタル者ハ教授会ノ承認ヲ經テ學士ト称スルコトヲ得  
但シ前項ノ必修科目中七単位以内ハ大學長ノ許可ヲ得テ選択科目ヲ以テ之二代フルコトヲ得

- 一、志願者ノ提出スヘキ書類  
1、入学願書（用紙ハ本學ヨリ交付ス）  
2、大公使館、領事館、監督處等ノ推薦書  
但シ中華民國人ニ付スヘ別ニ興亞院ノ紹介状ヲ要ス
- 3、出身學校ノ卒業證明書、修業證明書、成績證明書及履歷書（履歷書ハ

本学ヨリ交附スル入学願書用紙ノ裏面ニ記入スルコト)

- 4、写真二葉（最近三ヶ月以内撮影手札型半身脱帽無台紙ノ裏面ニ姓名及生年月日ヲ記載、一葉ハ入学願書ニ貼附シ、一葉ハ其儘提出スベシ〔〕）
- 5、検定料金五円、既納ノ検定料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ還付セズ。

### 神戸商業大学

明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ入学願書ヲ一般学生ト同ジ期間中ニ提出セシメ一般学生ト同ジ試験期日ニ於テ身体検査、口頭試問ラ行ヒ、同時ニ語学（日本語、英語）ノ力ヲ試験シタル上出身学校ノ学業成績等ヲ参考シ銓衡ノ上入学許否ヲ決定ス。

### 新潟医科大学

一、明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス。  
一、外国学生ニシテ本学所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニヨリ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業證書ヲ授与スルコトヲ得。  
一、外国学生ニシテ高等学校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通学生トシテ入学ヲ許可ス。  
一、外国学生ニハ本学学生ニ闕スル規程ヲ準用ス。

### 長崎医科大学

一、外国人ニシテ学則第三章（本科生ニ対スル規定）ノ規程ニ依ラズシテ入学ヲ願出ツル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ規定ニ依リ之ヲ入学セシムルコトヲ得。  
一、前条ノ規程ニ依リ入学シタル外国学生ニシテ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科理科卒業者ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ハ学士試験ヲ受クルコトヲ得。  
前項ノ検定ヲ受ケムトスル者ハ検定料五円ヲ添ヘ願出ツベシ。

### 東京工業大学

一、外国学生ニシテ高等学校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通学生トシテ入学ヲ許可ス。  
一、外国学生ニハ本学学生ニ闕スル規程ヲ準用ス。

### 岡山医科大学

一、明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス。  
一、外国学生ニシテ本学所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業證書ヲ授与スルコトヲ得。

### 金沢医科大学

一、明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス。  
一、外国学生ニシテ本学所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業證書ヲ授与スルコトヲ得。

外国人ニシテ本学ニ入学ヲ志願セントスル者アルトキハ外務省在外公館又ハ本

邦所在ノ外国公館ノ紹介書ニ左ノ書類ヲ添ヘテ之ヲ提出セシメ学科試験並ニ身

体检査ヲ行ヒ絶衡ノ上明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ入学ヲ

許可スルモノトス。

- 一、提出書類

1、入学願書

2、履歴書

3、卒業證明書（出身學校長ノ調書トス）

4、写真（手札型、半身、脱帽）

5、入学検定料（学部専門部拾円）

6、紹介書（中華民国人ハ興聖院ノ紹介書）

本邦学生ト同様ノ取扱ヲナス

廣島文理科大学

中華民国留学生ハ興聖院、其他ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介書ヲ提出セシムル

外ハ入学志願手続等ハ一般志願者ト同様ナリ。

## ◎第十一回記事要旨 十一月二十六日

◇第十二回委員会の決定により訂正

\* 昭和十七年十一月二十六日

### 第十一回外国人留学生取扱二闇スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年十月十三日（火曜日）自午後三時至午後五時

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 横田（我妻委員代理）、亀山、坪井

丹羽、井口

幹事 石井、進藤、大室

### 議題

一、研究生ニ闇スル件（前回ノ継続）

前回ニ於ケル右議題ニ付キ、審議ヲ続行シタル結果、各委員ノ意見ニシテ一致セル条項左ノ如シ。

一、外国人留学生ニ対スル研究生制度ヲ存続ス。

一、外国人留学生ニ対シ、学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用シ、特ニ之ガ条文ノ修正ノ必要ヲ認メズ。

東京文理科大学

而シテ、第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留学生[研究生]ニ就テハ、当該国ノ大学卒業ヲ標準トスルコトヲ内規トシテ定メ、之ヲ各学部共通的ノモノトスルコト。

一、履歴、人物、思想及健康ニツキ、中央機関ニテ調査スルコトハ、一般ノ外国人留学生ト同様ニスルコト。

尚、外国人留学生ニ就テハ、中央機関ニテ身許調査ヲアシタル者ト雖モ、常ニ注意ヲ怠ラザル様、隨時各学部ト連絡ヲ取ルコト。

前回ニ於テ「外国人選科生ノ入学願書ハ、之ヲ受理セザル方可ナラン」トノ意見多數ナリシモ、其決定ニ付キテハ、坪井委員ノ出席ヲ待チテ行フコトトナリタルコトニ関シ、委員長ヨリ同委員ニ對シテ次回席上、雜誌部社幹部意浦【見】ヲ開陳セラレ度旨述ベラレタリ。

一、女子入学志願者ニ関スル件

右ニ付キ種々意見開陳アリタルモ、次回ニ重ねて検討スルコトナル。

次回ハ十月二十七日（火曜日）午後三時ヨリ開催ノ予定  
議題

一、女子入学志願者ニ関スル件（前回ノ継続）

\*起案文書冒頭右下に「日付ト貢ヲツケルコト」と鉛筆で書きみがある。この回の日付は、孔版タイプ印刷となっている。

### ◎参考資料一一一 学部通則第三十六条—第四十七条（現行）

第三十六条 各学部ニ於テ特殊事項ニ関スル研究ニ從事セント欲スル者アルヘシキハ當該学部ニ於テ之ヲ適當ト認メ且支障ナキ場合ニ限り之ヲ研究生トシテ許可スルコトアルヘシ

研究生ハ指導教員ノ指導ヲ受ケ研究ニ從事スルモノトス

第三十七条 研究生トシテ許可スヘキ者ハ専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ當該学部ニ於テ適當ナリト認メタル者トス

第三十八条 研究生タラントスル者ハ願書ニ研究事項ヲ記載シ履歴書ヲ添へ当該学部長ニ願出ツヘシ

学部長ハ當該学部教授会ノ議ヲ経総長ノ認可ヲ得テ之ヲ許可ス

第三十九条 研究生ノ許可ハ毎学期ノ始メトス但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十条 研究生ノ研究期間ハ之ヲ一年トス但シ其ノ研究ヲ継続セントスルトキハ理由ヲ具シ学部長ニ願出ツヘシ

学部長ハ當該学部教授会ノ議ヲ経総長ノ認可ヲ得テ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第四十一条 指導教員ニ於テ必要ト認ムルトキハ学部長ハ當該学部教授会ノ議ヲ經テ研究生ニ対シ学部ノ講義又ハ実験ニ出席ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十二条 研究生ハ攻究料トシテ一年金七十五円ヲ納付スヘシ  
一学年ヲ二学期ニ分ツ学部ニ在リテハ五月及十一月ニ各其ノ二分ノ一ヲ、一年半ニ三分ノ一ヲ納付セシム

既納ノ攻究料ハ之ヲ還付セス  
第四十三条 研究ニ要スル実費ハ別ニ之ヲ徵収スルコトアルヘシ  
第四十四条 研究生ニシテ他ノ業務ニ從事セントスルトキハ学部長ノ許可ヲ受クヘシ  
第四十五条 研究ニシ相当ノ成績アリト認メラレタル者ニハ當該学部長ハ学部教授会ノ議ヲ經テ研究證明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第四十六条 研究生退学セントスルトキハ當該学部長ニ願出ツヘシ

第四十七条 研究生ニ適セスト認メラレタル者ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ学部長之ヲ除名ス

部長之ヲ除名ス

◎第十二回記事要旨 十月二十七日

第十二回外国人留学生取扱二閲スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年十月二十七日（火）自午後三時至午後五時三十分

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者  
竹内委員長

委員 鶴山、戸田（市河委員代理）、坪井、橋爪、井口  
幹事 石井、進藤、大室

議題

一、女子入学志願者二閲スル件

標記ノ議題ニ付キ審議シタル結果、左ノ通り意見ノ一致ヲ見タリ。

「本科学生トシテハ當分ノ間ハ入学ヲ許可セザルコト」ヲ内規トシテ定メ、  
大学院学生、研究生及聽講生ハ男子同様、夫々ノ学力ヲ有スル資格者ニ対  
シテ入学ヲ許可ス。

次二第十一回委員会記事要旨中第三頁、第六行目中ノ「理学部ニ於ケル」ヲ抹  
殺シ、「意向」ヲ「意見」ト改ムルコトニ決定シタル後、坪井委員ハ「外国人  
選科生ノ入学願書ハ、之ヲ受理セザル方可ナラン」トノ意見ニ同意セラレタル  
ヲ以テ、從ツテ此条項ハ全委員ノ一致シタル意見トナレリ。

次回八十一月十七日（火曜日）午後三時ヨリ開催ノ予定

議題

一、委員会経過並ニ結果報告案ニ閲スル件

一、委員会経過並ニ結果報告案ニ閲スル件  
議事ニ入ルニ先チ、本委員会ノ目的、会議経過概要（至十二回会議）及協  
議決定事項一覽案（第一回乃至第十二回分）ヲ、各委員ニ配布セラレアリ

テ、委員長ヨリ右案作製ニ閲スル説明アリ、続イテ審議ニ入ル。  
委員会ノ目的及会議経過概要案ニ對シテハ、別ニ異議ナク、通過ヲ見タリ。  
次二協議決定事項一覽案（第一回乃至第十二回分）ニ對スル検討ヲ行ヒ、  
各委員ノ意見ノ開陳アリタル結果、左ノ如ク一部改訂決定ヲ見タリ。

一、外国人留学生ニ閲スル原則

(1)教育目的

外国人留学生ニ對スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授  
クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目

的トス。

(2)収容限度

◎第十三回記事要旨 十一月十七日

（昭和拾七年十一月廿四日）

第十三回外国人留学生取扱ニ閲スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年十一月十七日（火曜日）自午後三時至午後五時三十分

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者  
竹内委員長

委員 我妻、鶴山、市河、坪井、丹羽、柳川<sup>〔マツカ〕</sup>（橋爪委員代理）、  
井口

幹事 石井、進藤、大室

議題

一、委員会経過並ニ結果報告案ニ閲スル件

議事ニ入ルニ先チ、本委員会ノ目的、会議経過概要（至十二回会議）及協  
議決定事項一覽案（第一回乃至第十二回分）ヲ、各委員ニ配布セラレアリ

テ、委員長ヨリ右案作製ニ閲スル説明アリ、続イテ審議ニ入ル。

委員会ノ目的及会議経過概要案ニ對シテハ、別ニ異議ナク、通過ヲ見タリ。

次二協議決定事項一覽案（第一回乃至第十二回分）ニ對スル検討ヲ行ヒ、  
各委員ノ意見ノ開陳アリタル結果、左ノ如ク一部改訂決定ヲ見タリ。

一、外国人留学生ニ閲スル原則

(1)教育目的

外国人留学生ニ對スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授  
クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目

的トス。

(2)収容限度

外国人留学生ノ収容限度ハ、本科学生、大学院学生其他ノ総テニ亘リ、

本学各学部ニ於テ支障ナキ範囲トス

(内規)

大

学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ就〔於〕テモ、将来  
日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。

(内規)

銓衡

(1) 外国人留学生入学志願者ノ取扱ニ関シ、学内ニ「中央機関ヲ設置シ、  
左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行ハシム。

(2) 日本語ノ語学力

(2) 各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修  
学ニ必要ナル一般的素養ニ就キ筆記、口述及其他適当ナル方法ニ依ル  
銓衡ヲ行ヒ、入学ノ許否ヲ決ス。

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ拠ラシム

(内規)

(1) 在学中ノ指導監督

(1) 中央機関ニ於テハ外国人留学生ニ關シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠ラザ  
ル様隨時各学部ノ指導監督機関ト連絡ヲ取ルモノトス

(2) 各学部ニ當該学部ニ於ケル外国人留学生ノ指導監督機関ヲ設置シ、前  
記中央機関ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス

二、入学資格

(1) 本科生

(1) 高等学校（学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、  
旅順高等学校及東京高等学校等）ノ卒業者ニシ  
テ、日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコ  
トハ從前通トス。

(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容数ハ、前項ニ依ル入学者数  
ニ拘ラズ定員通リトスルコトヲ得。

(2) 学部通則第七十七条ニ依リ本科学生ニ準ズルモノタラムコトヲ出願シ  
得ルモノ左ノ如シ。

(1) 日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国语ノ学校ヲ卒業シ、  
又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推  
薦アリタルモノ。

(註) (1) 中「適當ナル機関」ハ國際学会、滿洲國留日学生会、日華  
学会、日獨文化協會、日伊協會等相當信用アル機関トス

(内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、将来  
モ隨時其ノ実質ヲ検討スペキモノトス。

(2) 高等学校卒業者

(内規)

前記(1)ノ入学ヲ出願セザリシモノ、外同(1)ノ入学試験ニ合格セザ  
リシモノヲモ含ム。

(3) 大学院学生

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ  
厳選方針ヲ採ルモノトス。

(4) 選科生

入学願書ヲ受理セザルコト、ス。

(5) 聽講生

学部通則第三十三条ヲ適用ス。

(6) 「適當ナル機関」ノ紹介アルモノヲモ考慮ス。而シテ聽講生タル  
コトヲ志願シタル理由ヲモ充分調査スルコト、シ、各学部ニ於ケ

ル入学許可ニ際シテハ嚴選主義ニ依ルコト、ス。

#### (a) 研究生

学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用ス。

#### (内規)

第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留学生研究生ニ就テハ、当該國ノ大学卒業ヲ標準トス。

#### 三、女子入学志願者

大学院学生、研究生、聽講生ハ、男子ト同様夫々ノ学力其他ノ条件ヲ有スル資格者ニ対シテ入学ヲ許可ス。

#### (内規)

女子外国人入学志願者中、本科学生トシテハ当分ノ間入学ヲ許可セザルコト、ス。  
次二四、證書及證明書ニ関シテハ種々検討セラレタルモ次回ニ於テ重ねテ審議スルコト、ナル。

次回ハ十一月二十四日（火曜日）午後二時ヨリ開催ノ予定。

#### 議題

一、委員会経過並ニ結果報告案ニ関スル件（前回ノ継続）

\*出席一、II、IIIとも印で記されている。

#### ◎配付資料一三一一 委員会ノ目的

※第十三回委員会にて配付

◇第十六回委員会の用語統一決定により訂正

昭和十七年拾月拾參日

委員　我妻、竹内、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、  
井口

委員会ノ目的

從來本學ニ於ケル外國人留學生ノ入学許可ニ關シテハ、一面高等学校ヲ經由セリ、内地学生ト全ク同様ノ取扱ヲナスト共ニ、他面学部通則第七十七条ニ依ル便法トノニ途ガ開カレツ、アルモ、而モ國語等ノ關係ヨリシテカ、優秀ナル留学生ノ入学スルモノ事實上僅少ナリ。然ルニ、今回大東亜共栄圏ノ樹立ヲ見、同地域ヨリノ入学志願者セ相当増加スペク、我國トシテモ、此等共栄圏内各國ノ指導者タラントスル者ニ対シテ適切ナル教育ヲ附与スルコトハ必要事タリ。又最近我が國力ノ著シキ發展ニ刺戟セラレテ、共栄圏外ノ諸國ヨリ留学ヲ志願シ来ルモノモ懲（歎）次增大スル傾向ニアリ。此等ニ対シ、我國文化ノ真相ヲ十分理解セシムルコトハ我國史上極メテ重要事ナリト云フベシ。本學ニ於テハ、此等ノ諸点ヲ考慮シ、現下ノ状勢ニ対応スル為メ、茲ニ本委員会ヲ設置シ、我國学生ノ教育ニ支障ナキ限り、一般外國人留學生志願者ノ入学条件ヲ適度ニ緩和スペク、其資格、銓衡方法、其他ニ関スル制度ノ再検討ヲ行ヒ、併セテ、從來動モスレバ鬱〔外國〕学生中却ツテ我國ニ対シ惡感情ヲ懷持シ、其帰國後、國際親善上惡影響ヲ及ボセシ夷例モ少カラザリシニ鑑ミ、外國人留學生在学中ノ指導監督改善方ヲモ審議立案セントスルモノナリ。

幹事 石井、進藤、大室

昭和十七年五月二十六日

会議 日	時	第一回 五月廿六日(火) 自午後三時 至午後五時	[袋詰じ折返し部分]	第二回 六月九日(火) 自午後二時 至午後八時	第三回 六月十七日(水) 自午後二時 至午後五時
総長 竹内委員長 委員 我妻、島山、 市河、坪井	幹事 石井、進藤 大室	幹事 丹羽、井口 大室	幹事 丹羽、井口 大室	幹事 丹羽、井口 大室	幹事 竹内委員長 委員 我妻、島山、 市河、坪井 大室
外國留學学生入學 二闇スル件	ナシ				外國留學学生入學 二闇スル件
国際学友会主事金沢 謙、満洲國留日学生 会理事長皆米地四樓 及曰華學會教育部長 近藤道元三氏ヨリ夫 々外国公爾学生取扱 状況説明並二本学 開放二対スル意見ノ 開陳アリ					備考

「改丁綴じ代部分」

第四回	六月十三日(火) 自午後二時 至午後三時三十分	第五回	六月三十日(火) 自午後三時 至午後五時	第六回	七月七日(火) 自午後三時 至午後五時	第七回	七月十四日(火) 自午後二時 至午後五時 分
[袋詰じ折返し部分]							
幹事 竹内義長 竹内義長 大室 墓山 墓山 石井 横爪 横爪 進藤 丹羽 丹羽 大室 丹羽 丹羽 幹事 丹羽 丹羽 大室 丹羽 丹羽 幹事 丹羽 丹羽 大室 丹羽 丹羽 幹事 丹羽 丹羽 大室 丹羽 丹羽	竹内義長 雪賣 我妻、龜山 市河 坪井 坪井 大室 石井 進藤 進藤						
〔回」継続) 大学院学生、選科 生、講義生及研究 生二回スル件 (前)	大學院学生、選科 生、講義生及研究 生二回スル件	大學院学生、選科 生、講義生及研究 生二回スル件	大學院学生、選科 生、講義生及研究 生二回スル件	外國人学生学士 試験二回スル件 (前回) 継続	外國人学生学士 試験二回スル件	外國人学生学士 試験二回スル件	外國人学生学士 試験二回スル件

<p>第九回</p> <p>九月十五日(火) 自午後三時 至午後五時</p> <p>竹内委員長 委員 我妻 市河 坪井 大室 幹事 石井 大室</p> <p>選科生、聽講生 (前回ノ継続) 中間報告ノ継続 告二回スル件</p> <p>我妻委員三り 「第一次入学試験ニ 合格セザリシ者モ 外国人学生ナルガ 故ニ特入学者許 可サルルトセバ、 之ニ好ズル卒業證 書ノ書式ハ一般 ノ卒業證明トハ若 干異ニスル必要ア ルニアラズヤ 一、「高等學校高等科 卒業ト同様以上 認メタルトナ」ナ ル条件ハ、太宰二 於専門部選取ノ 定ムル試験ノ合格 シタル者ノ対応テ ハ審査不準をうや トノ請問提出ナリ</p>	<p>第八回</p> <p>七月二十一日(火) 自午後三時 至午後五時</p> <p>竹内委員長 委員 榎山 市河 坪井 丹羽 橋爪 井口 幹事 石井 大室</p> <p>中間報告二回スル 件</p> <p>竹内委員長 委員代理 橋爪(我妻 委員代理) 櫻井 丹羽 柳川 榎山 (橋爪委員 代理)井口 幹事 石井 大室</p> <p>選科生、聽講生 (前回ノ継続) 中間報告二回スル 件</p> <p>我妻委員三り 「第一次入学試験ニ 合格セザリシ者モ 外国人学生ナルガ 故ニ特入学者許 可サルルトセバ、 之ニ好ズル卒業證 書ノ書式ハ一般 ノ卒業證明トハ若 干異ニスル必要ア ルニアラズヤ 一、「高等學校高等科 卒業ト同様以上 認メタルトナ」ナ ル条件ハ、太宰二 於専門部選取ノ 定ムル試験ノ合格 シタル者ノ対応テ ハ審査不準をうや トノ請問提出ナリ</p>
---	---

<p>第十回</p> <p>十月六日(火) 自午後三時 至午後五時</p> <p>竹内委員長 委員 横田(我妻 委員代理) 櫻井 丹羽 橋爪 井口 幹事 石井 大室</p> <p>選科生、聽講生 (前回ノ継続) 研究生二回スル件</p> <p>我妻委員三り 「我妻委員行中同委 員代理横田教授ヨリ 前回ニ於ケル我妻委 員同様ノ疑問提出ア リテ種々討議シタル モ結論ニ到達セズ、 将来改メテ再審議ヲ ナスコトニ決セリ。」</p>
<p>第十一回</p> <p>十月十三日(火) 自午後三時 至午後五時</p> <p>竹内委員長 委員 横田(我妻 委員代理) 櫻井 丹羽 橋爪 井口 幹事 石井 大室</p> <p>選科生、聽講生 (前回ノ継続) 女子入学願者二 回スル件</p> <p>我妻委員三り 「我妻委員行中同委 員代理横田教授ヨリ 前回ニ於ケル我妻委 員同様ノ疑問提出ア リテ種々討議シタル モ結論ニ到達セズ、 将来改メテ再審議ヲ ナスコトニ決セリ。」</p>

\*訂正記入は、出典I中の印刷物及び出典II中の起案文書による。

### ◎配付資料一三一 協議決定事項一覧

※第十三回委員会にて配付

◇第十三、十四回委員会の決定、及び第十六回委員会の用語  
統一決定により訂正。但し、――の部分は、委員会決定に

よらずに報告書（案）で消されている部分。

昭和十七年十一月十六日

### 協議決定事項十覽へ第十四乃至第十九項

#### 一、外国人留学生ニ関スル其原則

##### (1)教育目的

外国人留学生ニ対スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授ケルト共ニ、我国文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。~~其ノ在学中ノ指導監督~~

##### (2)収容限度

外国人留学生ノ収容限度ハ、本邦【学部】学生、大学院学生其他ノ總テ二亘リ、本学各学部ニ於テ支障ナキ範囲トス。~~其ノ在学中ノ指導監督~~

##### (内規)

大學院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。~~其ノ在学中ノ指導監督~~

##### (3)銓衡

(1)外国人留学生入学志願者ノ取扱ニ關シ、學内ニ中央機關ヲ設置シ、左ノ事項ニ關スル銓衡ヲ行ハシム。

(2)履歴、人物、思想、健康等

~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~

(3)日本語ノ語学力

(2)各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、當該学部ノ修学ニ必要ナル一般的素養ニ就キ筆記、口述及其他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ、入学ノ許否ヲ決ス。

#### 二、在学中ノ指導監督

(1)中央機關ニ於テハ外国人留学生ニ關シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠ラズル様隨時各学部ノ指導監督機関ト連絡ヲ取ルモノトス】

(2)【2】各学部ニ特就リ【當該学部ニ於テハ外国人留学生ノ】指導監督機関ヲ設置シ、前記中央機關ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス。【~~其ノ在学中ノ指導監督~~】

#### 三、入学資格

##### (1)本邦【学部】学生

(1)高等学校（學習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之二同ジ）ノ卒業者ニシテ、日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ從前通トス。

##### (内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容數ハ、前項ニ依ル入学者數ニ拘ラズ定員通りトスルコトヲ得。

(2)本邦通則第七十七條ニ依リ【前項ノ外、外国人ニシテ】本邦【学部】学生ニ關スルカタラムコトヲ出願シ得ルモノ左ノ如シ。

~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~ ~~其ノ在学中ノ指導監督~~

(3)高等學校卒業者ナシト前記(1)ノ公算ヲ出願セラシセバ

【(1)】日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ、又ハ之ニ相當スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ。

(註) ~~其ノ在学中ノ指導監督~~「適當ナル機関」ハ國際学友会、滿洲國留日学生

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ拠ラシム本邦

~~其ノ在学中ノ指導監督~~

会、日華学会、日独文化協会、日伊協会等相當信用アル機関

該國ノ大学卒業ヲ標準トス。~~廿月廿二日~~

トス

(内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、將來モ隨時其【ノ】實質ヲ検討スペキモノトス。~~廿月廿二日~~

【二】高等学校卒業者

(内規)

前記(1)ノ入学ヲ出願セザリシモノト【ノ】外同(1)ノ入学試験ニ

合格セザリシモノヲモ含ム。】

(四)大学院学生

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ

厳選方針ヲ採ルモノトス。~~廿月廿二日~~

(八)選科生

入学願書ヲ受理セザルコトトス。】  
【ト】ス。~~廿月廿二日~~

(九)聽講生

学部通則第三十三条规定ス。

(内規)

「適當ナル機関」ノ紹介アルモノヲ考慮ス。而シテ聽講生タルコ

トヲ志願シタル理由ヲ充分調査スルコトトス。】  
【ト】シ、各学部

ニ於ケル入学許可ニ際シテハ嚴選並義【方針】ニ依ルコトトス。

【ト】ス。~~廿月廿二日~~

(十)研究生

学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用ス。

(内規)

第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留学生・研究生ニ就テハ、当

證明書ノ雑型左ノ如シ。~~廿月廿二日~~

ガルコトトス。

女子外国人人入学志願者中、本科【学部】学生トシテハ當分ノ間入学

ヲ許可セザルコトトス。】

四、證書及證明書

(一)学士試験合格證書

本科学生~~廿二日~~【入学資格(1)ノ(2)ニ依リ入学シタル】外国【人本科  
【学部】】学生ニシテ、医学部医学科ニ在リテハ四年以上、其他ノ学部

及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、  
之ニ合格シタル者ニハ、本科~~廿二日~~志願~~廿二日~~依~~廿二日~~學初~~廿二日~~檢定~~廿二日~~ト高等~~廿二日~~并~~廿二日~~等~~廿二日~~認~~廿二日~~タル~~廿二日~~学士試験合格證書ヲ付与ス。~~廿月廿二日~~

(二)大学院研究證明書

外国人留学生ニシテ、大学院ニ二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ、成績見ルベキモノニ対シ、本人ノ志望ニ依リ、教授会ノ議ヲ経テ学部長ノ副申アリタル場合、總長ヨリ大学院研究證明書ヲ付与ス。~~廿月廿二日~~

證明書ノ雑型左ノ如シ。~~廿月廿二日~~

ヲ行ヒタルトコロ、各委員ヨリ種々意見ノ開陳アリテ、再ビ左ノ如ク一部  
修正決定セラレタリ。即チ

国籍 氏 名

右ハ東京帝國大学大学院学生トシテ〇〇学部ニ  
於テ東京帝國大学教授〇〇〇〇指導ノ下ニ〇〇年  
間「〇〇〇〇」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス

年 月 日

印 東京帝國大学總長位階數等学位姓名 印

(体裁ニ關シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス)

◎第十四回記事要旨 十一月二十四日

\* 昭和十七年十一月廿四日

(昭和十七年十一月廿四日) 外国人留学生会記事要旨

第十四回国人留学生取扱ニ關スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年十一月二十四日(火曜日) 自午後三時  
至午後六時

一、場 所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長  
委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

議 題

一、委員会経過並二結果報告案ニ關スル件(前回ノ継続)  
前回ニ於テ協議ノ上、修正サレタル協議決定事項一覽ニツキ、重ネテ検討

(1) 教育目的

外国人留学生ニ對スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能  
ヲ授ケルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フル  
ヲ以テ目的トス。

(2) 収容限度

外国人留学生ノ收容限度ハ、本科学生、大学院学生其他ノ總ナニ亘  
リ、本学各学部ニ於テ支障ナキ範囲トス

(内規)

大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日  
本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。

(3) 銓衡

(1) 外国人留学生入學志願者ノ取扱ニ關シ、学内ニ一中央機関ヲ設置  
シ、左ノ事項ニ關スル銓衡ヲ行ハシム。

(1) 履歴、人物、思想、健康等

(2) 日本語ノ語学力

(2) 各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ對シ、當該学部  
ノ修学ニ必要ナル一般的素養ニ就キ筆記、口述及其他適當ナル方  
法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ、入學ノ許否ヲ決ス。

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ拠ラシム  
(1) 在学中の指導監督  
(1) 中央機関ニ於テハ外国人留学生ニ關シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠  
ラザル様隨時各学部ノ指導監督機関ト連絡ヲ取ルモノトス

(2) 各学部ニ當該学部ニ於ケル外国人留学生ノ指導監督機関ヲ設置シ、

前記中央機関ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス

## 二、入学資格

### (1) 本科生

(1) 高等学校（學習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等學校、旅順高等学校及東西学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ）ノ卒業者ニシテ、日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入學セシムルコトハ從前通トス。

### （内規）

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ取容數ハ、前項ニ依ル入学者數ニ拘ラズ定員通りスルコトヲ得。

(2) 前項ノ外、外国人ニシテ本科学生タラムコトヲ出願シ得ルモノ左ノ如シ。

(1) 日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外國ノ学校ヲ卒業シ、又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ。

(註) 「適當ナル機関」ハ國際学友会、滿洲国留日学生会、

日華学会、日独文化協会、日伊協会等相當信用アル機関トス

### （内規）

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、将来モ隨時其ノ実質ヲ検討スベキモノトス。

〔高等学校卒業者〕

### （内規）

前記(1)ノ入学ヲ出願セザリシモノノ外同(1)ノ入学試験ニ合格セザリシモノヲモ含ム。

〔大学院学生〕

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲ採ルモノトス。

### （2）選科生

入学願書ヲ受理セザルコトトス。

### 〔聴講生〕

学部通則第三十三条ヲ適用ス。

### （内規）

「適當ナル機関」ノ紹介アルモノヲモ考慮ス。而シテ聴講生タルコトヲ志願シタル理由ヲモ充分調査スルコトトシ、各学部ニ於ケル入学許可ニ際シテハ嚴選主義ニ依ルコトトス。

### （研究 生）

学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用ス。

### （内規）

第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留学生研究生ニ就テハ、當該國ノ大学卒業ヲ標準トス。

### 三、女子入学志願者

大学院学生、研究生、聴講生ハ、男子ト同様夫々ノ学力其他ノ条件ヲ有スル資格者ニ対シテ入学ヲ許可ス

### （内規）

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、将来モ隨時其ノ実質ヲ検討スベキモノトス。

### 四、證書及證明書

#### (1) 学士試験合格證書

入学資格(1)ノ(2)ニ依リ入学シタル外国人本科学生ニシテ、医学部医学科ニ在リテハ四年以上、其他ノ学部及学科ニ在リテハ三年年以上

上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ、  
学士試験合格證書ヲ付与ス。**十一月七日**

〔〕大学院研究證明書

外国人留学生ニシテ、大学院ニ二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ  
提出シ、成績見ルベキモノニ對シ、本人ノ志望ニ依リ、教授会ノ議  
ヲ経テ学部長ノ副甲アリタル場合、總長ヨリ大学院研究證明書ヲ付  
与ス。**七月十四日**

證明書ノ雑型左ノ如シ。**八月二十一日**

印	国籍	氏名
右ハ東京帝國大學大学院学生トシテ〇〇学部ニ 於テ東京帝國大學教授〇〇〇〇指導ノ下ニ〇年 間「〇〇〇〇」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス		
年月日		

\*出典Ⅱでは印であるが、出典Ⅰでは「昭和十七年十一月三十日」とペン書き  
で記入、出典Ⅲにおいては「昭和拾七年十一月壹日」と印で記されている。

\*\*この日付は起案文書中でも消されている。以下同様。

◎第十五回記事要旨 十二月十五日

第十五回外国人留学生取扱二関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年十二月一日（火曜日）自午後四時  
至午後六時

一、出席者

竹内委員長

一、場所 大講堂南側控室

委員 我妻、龜山、市河、坪井、橋爪、井口  
幹事 石井、進藤、大室

議題

一、留学生銓衡、指導監督機関二関スル件

委員長、大室石井両幹事ノ許ニ於テ作製セル留学生銓衡、指導監督機関案  
ヲ各委員ニ配布、委員長ヨリ説明アリテ審議二入り検討ヲ行ヒタルトコロ、  
各委員ヨリ種々意見ノ開陳アリタル結果、原案ノ四項目ヲ三項目トナシ左  
ノ如ク改訂ヲ見タリ。即チ

留学生銓衡、指導監督機関（案）

一、中央ニ留学生指導委員会ヲ置キ留学生ノ入学指導監督二関スル一般的の事項

ヲ審議処理ス、ソノ委員左ノ如シ

各学部留学生指導教授中ヨリ各一名、庶務課長、会計課長、学生課長、  
又入学銓衡等ノ必要ニヨリ臨時委員ヲ置クコトアルベシ

一、各学部ニ留学生指導教授ヲ置キ当該学部留学生ノ指導誘掖ニ任ズ

協議終リテ後、次回ニ於ケル議題ヲ留学生銓衡、指導監督機関二関スル件トナ  
シ、其原案ハ、委員長ニ中心トシテ、大室、石井両幹事ノ許ニ於テ之ヲ作製ス  
ルコトニ決定ス。

次回ハ十二月一日（火曜日）午後三時ヨリ開催ノ予定。

議題

一、留学生銓衡、指導監督機関二関スル件

一、学生課二「留学生係」(仮称)ヲ置キ、左ノ事務ヲ担当セシム

入学銓衡(願書受付、履歴人物思想健康ノ調査等)

調査(宿所、生活、健康、出缺、成績、就職先等)

学外指導団体トノ連絡

指導(個人面談、集会、見学、旅行等)

其他留学生ノ指導ニ関スル必要ナル事項

「留学生係」トシテ専任嘱託(高等官待遇)一名、事務員若干名ヲ置クコ

トヲ希望ス

次回ハ十二月十五日(火曜日)午後三時ヨリ開催ノ予定。

議題

一、留学生銓衡、指導監督機関ニ関スル件(前回ノ継続)

一、用語統一ニ関スル件

### ◎配付資料一五一一 留学生指導機関(案)

※第十五回委員会にて配付

### ◎第十六回記事要旨 十二月十五日

◇第十七回委員会の決定により訂正

〔昭和十七年十二月十五日(火曜日)自午後三時至午後五時

### 第十六回国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

留学生【銓衡】指導【監督】機関(案)

一、中央二留学生指導委員会ヲ置キ留学生ノ【入学】指導監督ニ関スル【一般的】事項ヲ審議【処理】ス、ソノ委員左ノ如シ

各学部留学生指導教授【中ヨリ各一名】庶務課長、会計課長、学生課長、又入学銓衡等ノ必要ニヨリ臨時委員ヲ置クコトアルベシ

一、各学部二留学生指導教授ヲ置キ当該学部留学生監督ノ指導監督【誘掖】ニ任ズ

一、留学生監督ノ事務ヲ担当セシム二「留学生係」(仮称)

ヲ置キ【キ】ル【左ノ】事務【ヲ】担当者牛<sub>レ</sub>セシム

### 議題

一、留学生銓衡指導監督機関ニ関スル件(前回ノ継続)

留学生監督ノ事務ヲ担当セシム二「留学生係」(仮称)

トヲ置キ

大講堂南側控室

幹事 石井。

委員 我妻、龜山、市河、丹羽、井口。

竹内 委員長

幹事 石井。

東京帝國大学留学生指導委員会規程案ヲ各委員ニ配付、先づ石井幹事ヨリ

説明アリテ審議二入り、左ノ如ク一部修正ノ上原案通り可決セラレタリ。

第一条 第一行ノ「ソノ」二字ヲ削除シ、第五条、二ノ「学生主事」ヲ「学生主事若干名」ト改ム。

### 一、用語統一二閑スル件。

標記ノ議題ニツキ、検討ヲ行ヒタル結果、左ノ如ク決定セリ。

一、外国学生（本学ニ於ケル外国人ノ学生生徒般ヲ呼称スルニ用ヒントスルモノニシテ学部通則第十一ニ在ル附註【外国学生】ノ意義ヨリモ広キ意義ヲ有セシメントス）

一、学部学生（本科学生又ハ本科生トモ称セラレツ、アル正規ノ学生ノ謂トシテ卒業ノ上學士ト称スルコトヲ許容セラルベキ予定ノモノヲ意セシメントス）

### 一、嚴選方針

次回八十二月二十二日（火曜日）ノ午後三時ヨリ。

### 議題

### 一、本委員会報告書案二閑スル件

\*出典I、II、IIIとも印で記されている。

### ◎配付資料一六一一 用語種類

※配付日不明

### 用語種類

- 一、外国学生、外国人留学生、留学生。
- 一、本科生、本科学生。
- 一、銓衡、検定、試験。
- 一、条項、条文。

### ◎配付資料一六一二 東京帝國大学留学生指導委員会規程（案）

※第十六回委員会にて配付

◇第十六回委員会の決定（用語統一決定を含む）により訂正

東京帝國大学留【外国】学生指導委員会規程（案）

### 第一条 東京帝國大学ニリ【外】学生ノ指導誘掖ニ資スルタメ留【外】学生指導委員会ヲ置ク

### 第二条 本会ハ總長ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ協議シソノ處理ニ當ルモノトス

一、留【外】学生ノ入学銓衡ニ閑スル事項

二、留【外】学生ノ訓育指導ニ閑スル事項

三、各学部ニ於ケル留【外】学生指導機関ノ連絡ニ閑スル事項

### 第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

### 第四条 委員長ハ委員中ヨリ總長之ヲ委嘱ス

### 第五条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充テ總長之ヲ委嘱ス

- 一、各学部教授中ヨリ各一名
- 二、学生主事【若干名】
- 三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ

- 第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中ヨリ總長之ヲ委嘱ス
- 第七条 本会ニ書記二名ヲ置キ總長之ヲ命ズ
- 第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル

委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

一、嚴選主義、嚴選方針。

一、出願者、志願者。

一、其他。

第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ從事ス  
附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第十七頁第三行ノ「外国人」ヲ削除ス。

## ◎第十七回記事要旨 十二月二十一日

〔昭和十七年十二月廿八日〕

第十七回外国人留学生取扱二閥スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年十二月二十一日（火曜日）自午後三時 至午後五時

一、場 所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口。

幹事 石井、進藤、大室。

前回ニ於テ協議決定セラレタル統一用語中ノ「外国学生」ノ意義説明中ニ使用セラレタル「同語」ノ文字ヲ「外国学生」ト改ムルコトニ決セリ。

### 議 題

一、本委員会報告書案二閥スル件

本委員会報告書案ヲ各委員ニ配付アリテ審議ニ入り、左ノ如ク一部修正ノ上原案通り可決セラレタリ。即チ

第一頁第五行ノ「而モ」ヲ削除シ、第二頁第六行ノ「及ボセシ」ヲ「及ボシタル」ト改ム。

第十六頁第六行ノ「外国学生」ヲ削除シ、同頁第十二行ノ「女子外国人入学志願者中」ヲ「女子ハ」ト改ム。

\*出典一にのみ印で記されている。

◎配付資料一七一一 外国人留学生取扱二閥スル調査委員会報告書（案）

※第十七回委員会にて配付  
◇第十七回委員会の決定により訂正

〔以下表紙〕

昭和十七年十二月二十一日

外国人留学生取扱二閥スル調査委員会報告書（案）

〔以上表紙〕

目 次

一、委員会ノ目的  
一、会議経過概要

一、協議決定事項

一、希望事項

委員会ノ目的

從來本學ニ於ケル外国人學生ノ入学許可ニ閥シテハ、一面高等學校ヲ經由セル學部學生ヲ始メ、大學院學生、選科生、聽講生、研究生ノ總て亘リ、内地學生ト全ク同様ノ取扱ヲナスト共ニ、他面學部通則第七十七条ニ依ル便法トノニ途ガ開カレツツアルモ、苟其國語等ノ關係ヨリシテカ、優秀ナル留学生ノ入学スルモノ事實上僅少ナリ。然ルニ、今回大東亞共榮圈ノ樹立ヲ見、同地域ヨリノ

協議終リテ委員長ヨリ、適當ナル機会ニ於テ本報告書案ヲ總長ニ提出スル旨開陳アリテ後、本委員会ハ今回ヲ以テ一先終了ヲナスコトトシ、各委員ノ協力ニ對シ謝意ヲ表セル挨拶ヲ述ベラレ、委員ヨリ委員長ニ感謝ノ意ヲ表セラレテ閉会ス。

入学志願者モ相当増加スベク、我国トシテモ、此等共米圏内各国ノ指導者タラ

シドル者ニ対シテ適切ナル教育ヲ附与スルコトハ必要事タリ。又最近我國力ノ著シキ発展ニ刺戟セラレテ、共榮圏外ノ諸国ヨリ留学ヲ志願シ来ルモノモ漸次增大スル傾向ニアリ。此等ニ対シ、我國文化ノ真相ヲ十分理解セシムルコトハ國策上極メテ重要事ナリト云フベシ。本學ニ於テハ、此等ノ諸点ヲ考慮シ、

現下ノ状勢ニ対応スル為メ、茲ニ本委員会ヲ設置シ、我國學生ノ教育ニ支障ナキ限り、一般外國学生志願者ノ入学条件ヲ適度ニ緩和スベク、其資格、銓衡方法、其他ニ關スル制度ノ再検討ヲ行ヒ、併セテ、從來動モスレバ外國学生中却ツテ我國ニ対シ惡感情ヲ懷持シ、其帰國後、國際親善上悪影響ヲ及ボササ

【シタル】実例モ少カラザリシニ鑑ミ、外國学生在學中ノ指導監督改善方ヲモ審議立案セントスルモノナリ。

### 会議経過概要（至第十七回会議）

発令

昭和十七年五月二十日

委員 我妻、竹内、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、

井口

幹事 石井、進藤、大室  
昭和十七年五月二十六日  
竹内委員長

会議状況		
会議	日	時
第一回 五月廿六日(火) 至午後三時	総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井	出席者 石井、進藤、大室
スル件 外國学生入學ニ關	議題 参考	

[袋紙に折返し部分]

第五回 六月三十日(火) 至午後三時	六月十三日(火) 至午後一時 三十分	第四回 六月十三日(火) 至午後一時 三十分	第三回 六月十七日(水) 至午後三時 五時	第二回 六月九日(火) 至午後六時
幹事 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井	幹事 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井、橋爪、 大室	幹事 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井、橋爪、 大室	幹事 石井、進藤、 大室	幹事 母羽、井口、 進藤、 大室
スル件 外國学生入學ニ關 前回ノ継続	スル件 外國学生入學ニ關 前回ノ継続	スル件 外國学生入學ニ關 前回ノ継続	スル件 外國学生入學ニ關 前回ノ継続	スル件 外國学生入學ニ關 前回ノ継続

国際学友会主事金沢  
講、満洲國留日学生  
会理事長吉米地四樓  
及日華学会教育部長  
近沢道元三氏ヨリ夫  
々外國学生取扱状況  
ノ説明並ニ本學開放  
ニ対スル意見ノ開陳  
アリ

第九回		第八回	第七回	第六回
九月十五日(火) 至年後三時	ヘノ中間 評議会	七月十四日(火) 自午後三時 至年後五時	七月七日(火) 自午後三時 至年後五時	[袋銭に折返し部分]
竹内委員長 審査 幹事 石井 大室	幹事 石井 大室	竹内委員長 審査 幹事 石井 橋爪 丹羽 井口	竹内委員長 審査 幹事 石井 橋爪 丹羽 井口	幹事 丹羽、橋爪、 井口、大室
幹事 石井 大室	幹事 石井 橋爪 丹羽 井口	大學院研究書類 二回スル件 中間報告二回又 ル件	大學院學生選科 生二回スル件(前 回ノ継続)	大學院學生選科 生、聽講生及研究 生三回スル件
選科生、聽講生、 研究生二回スル件 (前回ノ継続) 中間報告一絆報	我委員三 人 第一次入學試験二 回合格セザリシ者モ 外国人ナルガ故ニ	総長ノ命ニ依リ竹内 委員長ヨリ評議会席 上二於子本委員会ノ 決議事項中間報告アリ		二回スル件 (前回ノ継続)

第十一回		第十回		【袋経じ折返し部分】	
十月十三日(火) 午後三時 至午後五時	自午後二時 至午後三時	十月六日(火) 午後二時 至午後三時	自午後二時 至午後三時	竹内善蔵 委員 横田(我妻 委員代理)	竹内善蔵 委員 横田(我妻 委員代理)
幹事 大室 石井 丹羽 龜山 堺井 進藤	竹内善蔵 委員 横田(我妻 委員代理)	幹事 丹羽 柳川 (橋爪委員 代理) 井口 石井、大室	選科生、聽講生、 研究生、会員スル件 (前回ノ継続)	我妻委員旅行中同委 員代理横田教授ヨリ 前回ニ於ケル我妻委 員同様ノ疑問提出ア リテ種々討議シタル モ結論ニ到達セズ、 将来改メテ再審議ヲ ナスコトニ決セリ。	
幹事 大室 石井 丹羽 龜山 堺井 進藤	研究会二回スル件 (前回ノ継続) 女入芋志願書ニ 關スル件			一、「高等學校高等科 卒業ト同等以上ト 認メタルトガナル 条件ハ、大學ニ 於ケル學部通則ノ 定ムル試験ニ合格 シタル者対シテハ拿 トノ不必要ナラズヤ トノ疑問提出アリ	特二入寺の御門セ ルルトセバ、之ニ 対スル卒業證書ノ 書式ハ、一般ノ卒 業證書ハ若干異 ニスル必要アルニ アラズヤ

告二閲スル件

特二入學許可サルトセバ、之ニ  
対スル卒業證書ノ式ハ、一般ノ卒業證書トハ若干異ニスル必要アルニアラズヤ  
「高等学校高等科卒業ト同上」ト認メタルトクナル条件ハ、大學ニ於ケル部学通則ノ定ムル試験ニ合格シタル者、対シテハ、不必要ナラズヤトノ疑問提出アリ

第十一回	十一月廿七日(火) 自午後三時 至午後五時 三十分	竹内委員長 龜山、戸田、 (市河委員 代理、坪井 橋爪、井口 幹事 石井、進藤 大室)	委員会 報告書 二閑スル件 (前回ノ継続)
------	------------------------------------	--	--------------------------------

第十三回	十一月十七日(火) 自午後三時 至午後五時 三十分	竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井 丹羽、柳川、 (橋爪委員代 理)井口 幹事 石井、進藤 大室	委員会 報告書 三閑スル件 結果
第十四回	十一月廿四日(火) 自午後三時 至午後六時	竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井 丹羽、柳川、 (橋爪委員代 理)井口 幹事 石井、進藤 大室	委員会 報告書 三閑スル件 結果
第五回	十一月一日(火) 自午後四時 至午後六時	竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井 丹羽、柳川、 (橋爪委員代 理)井口 幹事 石井、進藤 大室	委員会 報告書 三閑スル件 結果
第十五回		外國学生監督指導 監督機関二閑スル 件	委員会 報告書 二閑スル件 (前回ノ継続)

第十六回	十一月廿五日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、丹羽 幹事 石井 進藤 大室	外國学生監督指導 監督機関二閑スル件 (前回ノ継続)
第十七回	十一月廿一日至廿二日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、丹羽 幹事 石井 進藤 大室	本委員会報告書 三閑スル件 (前回ノ継続)

## 協議決定事項

## 一、外国学生二閑スル原則

## (1)教育目的

外国学生ニ対スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授ケルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。

## (2)収容限度

外国学生ノ収容限度ハ、学部学生、大学院学生其他ノ総数ニ亘リ、本学各学部ニ於テ支障ナキ範囲トス

## (内規)

大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。

## (3)銓衡

- (1) 外国学生入学志願者ノ取扱ニ關シ、學内ニ中央機関ヲ設置シ、左ノ事項ニ閑スル銓衡ヲ行ハシム。
- (2) 履歴、人物、思想、健康等。

(1) 日本語ノ語学力。

(2) 各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修学ニ必要ナル一般的素養ニ就キ筆記、口述及其他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ、入学ノ許否ヲ決ス。

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ拠ラシム。

(2) 在学中ノ指導監督

(1) 中央機関ニ於テハ外國学生ニ關シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠ラザル様隨時各学部ノ指導監督機関ト連絡ヲ取ルモノトス。

(2) 各学部ニ當該学部ニ於ケル外國学生ノ指導監督機関ヲ設置シ、前記中央機関ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス。

二、入学資格

(1) 学部科(学)生

(1) 高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之二同ジ)ノ卒業者ニシテ、日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ從前通トス。

(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容數ハ、前項ニ依ル入学者數ニ拘ラズ定員通りトスルコトヲ得。

(2) 前項ノ外、外國人ニシテ学部学生タラムコトヲ出願シ得ルモノ左ノ如シ。

(1) 日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外國ノ学校ヲ卒業シ、又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ。

(註) 「適當ナル機関」ハ、國際学友会、滿洲国留日学生会、日華学生会、日独文化協会、日伊協会等相當信用アル機関トス。

(内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、将来モ隨時其ノ實質ヲ検討スベキモノトス。

(2) 高等学校卒業者

(内規)

前記(1)ノ入学ヲ出願セザリシモノノ外同(1)ノ入学試験ニ合格セザリシモノヲモ含ム。

(2) 大学院学生

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲ採ルモノトス。

(3) 選科生

入学願書ヲ受理セザルコトトス。

(4) 聴講生

学部通則第三十三条ヲ適用ス。

(内規)

「適當ナル機関」ノ紹介アルモノヲモ考慮ス。而シテ聽講生タルコトヲ志願シタル理由ヲモ充分調査スルコトトシ、各学部ニ於ケル入学許可ニ際シテハ嚴選方針ニ依ルコトトス。

(5) 研究生

学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用ス。

(内規)

第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外國者生研究生ニ就テハ、当該國ノ大学卒業ヲ標準トス。

三、女子入学志願者

大学院学生、研究生、聽講生ハ、男子ト同様夫々ノ学力其他ノ条件ヲ有スル資格者ニ対シテ入学ヲ許可ス。

(内規)

女子外國人卒業者中【ハ】学部学生トシテハ当分ノ間入学

ヲ許可セザルコトトス。

#### 四、證書及證明書

##### (1) 学士試験合格證書

入学資格(1)ノ(2)ニ依リ入学シタル外國人学部学生ニシテ、医学部医学科ニ在リテハ四年以上、其他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ、学士試験合格證書ヲ付与ス。

##### (2) 大學院研究證明書

外國学生ニシテ、大學院ニ年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ、成績見ルベキモノニ対シ、本人ノ志望ニ依リ、教授会ノ議ヲ経テ学部長ノ訓示アリタル場合、総長ヨリ大學院研究證明書ヲ付与ス。證明書ノ雑型左ノ如シ。

印	国籍 氏名
右ハ東京帝國大學大學院学生トシテ〇〇学部ニ 於テ東京帝國大學教授〇〇〇〇指導ノ下ニ〇年 間「〇〇〇〇」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス	
年 月 日	
東京帝國大學総長位階勳等学位姓名印	

(体裁ニ関シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス)

希望事項

一、本学ニ中央機關トシテ東京帝國大學外國學生指導委員會（仮称）ヲ設置ス

ルコト。（同会規程案左ノ通り）

#### 東京帝國大學外國學生指導委員會規程（案）

**第一条 東京帝國大學ニ審（外國）学生ノ指導説教ニ資スルタメ外國學生指導委員會ヲ置ク**

**第二条 本会ハ総長ノ監督ニ属シ左ニ掲タル事項ヲ協議シソノ処理ニ当ルモノトス**

**一、外國学生ノ入学銓衡ニ關スル事項**

**二、外國学生ノ訓育指導ニ關スル事項**

**三、各学部ニ於ケル外國学生指導機関ノ連絡ニ關スル事項**

**第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス**

**第四条 委員長ハ委員中ヨリ総長之ヲ委嘱ス**

**第五条 委員ハ左ニ掲タル者ヲ以テ之ニ充テ総長之ヲ委嘱ス**

**一、各学部教授中ヨリ各一名**

**二、学生主事若干名**

**三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ**

**第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中ヨリ総長之ヲ委嘱ス**

**第七条 本会ニ書記二名ヲ置キ總長之ヲ命ズ**

**第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル**

**委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス**

**第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ニ從事ス**

**第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ從事ス**

**附 則**

**本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス**

**二、学生課内ニ外國学生係ヲ置キ、左ノ事務ヲ担当セシムルコト。**

**一、東京帝國大學外國學生指導委員會ニ關スル事務**

**一、入学銓衡（願書受付、履歴、人物、思想、健康ノ調査等）**

- # 一、調查（宿所、生活、健康、出缺、成績、就職先等）

- # 一、学外指導団本トノ連絡

- 一、新編中國民族學研究（第三卷）

- 卷之三

三、外国学生係員トシテ専任高等官待遇嘱託一名、事務員若干名ヲ置クコト。

筆で記入あり。

◎ 関連資料一七一三 評議会昭和十八年五月十一日記事要旨

一、外国人学生ノ取扱二関スル件

余ノ意見ノ報告ヲ求メラレ、

末広〔巖太郎〕氏〔法学部長〕 外国人学生ハソノ高等学校卒業者ト然ラ

ザル者トヲ区別セズ別途ニ一括シテ銓衡シタシ、但シ高校卒業生

報告二ハ高校ノ成績モ考慮ノ定員ノ決定ニ至リテ各学部ノ自由裁量ニ委ヌレコトナウ平議院等ニ於テ決定シ敵重二行ワロ

ト、卒業證書ハ一般ト同様ニテ可ナリ。

高橋 [明] 氏 [医学部長] 委員会作成ノ原案ヲ承認スルモ入学ニ付テハ

**実情二** 即シ厳選スルコト、卒業證書ハ一般ト同様ニスルコト。

佐野 [秀之助] 比 [第一工部長] 高橋を松の美濃三好洋子ハ何レモ正式ノ入学試験ヲ蒙テシメソソ成績二ヨリ箇当數ノ入学ヲ許スロ

ト、ス  
但シコノ場合ニ於ケル標準ハ内地学生ノ場合ト之ヲ異ニ

スルコトヲ得、高等学校卒業者ニ非ザル外国学生ニ付テハ原案通

リトス卒業證書ハ一般ト同様トス。其ノ他官制、予算等モ考慮シ

外國学生指導委員会が強力ガルモハーリシ同音等干渉ハ外シ  
ニヨリテ、防諜士等の要スレ賜合モアラン。

今井 [登志喜] 氏 [文学部長] 高等学校ヲ卒業シ正式ニ入学スル者ト然

ラザルモノトヲ同ニ二級フ点ニ問題アルヲ以テ外国学生ハ別ニ一括シテ試験スルコト、卒業證書ハ一般ト同様トルコトニ大体養成ナリ。

加藤「武夫」氏「理学部長」種々意見アリタルモ結局原案通ト致シタシ、但シ設備ノ関係上收容出来ザル場合アルベクカ、ル場合ハ教授会ニ諮ルコトトシ又定員ハ評議会等ニ於テ一方的ニ決定スルコト等ハ避クルコト。

三浦「伊八郎」氏「農学部長」農学部トシテハ原案ニ付別段ノ異議ナシ、唯自分個人トシテハ高等学校卒業者ニシテ入学出来ザリシ者ヲ別途ノ銓衡ニヨリ入学セシムルコトハ面白カラズトノ考ヲ有セリ。

森「莊三郎」氏「経済学部長」原案通ニテ差支ナキモ但シ中央部ニ於テ配置セラルベキ外国语学生指導委員会ニ於テソノ入学許可ノ条件又ハ語学力検定等ニ関シ厳格ナル態度ヲ採ラルコト並ニ定員ハ小數ニ限定シ大体新入学者ノ百分ノ二程度迄ノ率ナラバ差支ヘナシ。

瀬藤「象」氏「第二工学部長」外国语学生ハ一括シテ特別銓衡ニ依リ入学セシムルコト但シ嚴選シ高等学校卒業者ニ優先權ヲ与ヘシ、卒業證書ハ区別セズ一般ト同様ニテ差支ナシ、定員ニ付テハ出来得レバ定員外扱トシタシ。以上ニ依リ大体原案通りトルコトス意見ト略相半スベク、細部ハ学部ニ依リ相違アリテ可ナルモ、大様ニツキ原案ヲ作成ノ上更ニ次回ニ於テ審議スルコトトナル。

#### 〔別紙〕

〔◇五月二十五日評議会決定により訂正。但し、――は第十六回委員会用語統一決定の訂正もれの訂正。〕

東京帝国大学学部通則中改正案

〔昭和十八年五月二十五日評議会〕と鉛筆メモ】

#### 第十一 外国学生

第七十七条 外国人ニシテ学部学生（学部通則第二）、大学院学生、聽講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタルモノノ外国语学生トス 外國学生ニ關シテハ第七十八条乃至第七十九条ノ七ノ定ムルトコロニ依ル外学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聽講生又ハ研究生ニ關スル規定ヲ準用ス 第七十八条 外國学生ニ對シテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我國文化ノ一般ヲ理解【セシムルニ留意】スル並程ル教養甘接ナルモノトス

第七十九条 外國学生ノ收容予定人員ハ毎学年学部長ノ申請ニ依リ総長之ヲ定ム

外国语学生ハ定員外トナスコトヲ得

第七十九条ノ二 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ

一、外国人留学生取扱ニ関スル件

総長ヨリ前回ノ審議ニ基キ庶務、会計、学生課三課長ニ於テ原案ヲ作成

#### ◎関連資料一七一四 評議会昭和十八年五月二十五日記事要旨

一、高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者  
二、高等学校高等科卒業者以上ニ相当スル我國在外學校ヲ卒業

シ又ハ之其相等化【ト同等以上ノ】学力ヲ有スル者ニシテ適當ナル機関ノ推薦アリタル者

第七十九条ノ三 外国学生タラントスル者ニ対シテハ別ニ定ムル機関ニ於テ左ノ事項ニ關シテ銓衡ヲ行フ

### 一 履歴、人物、思想、健康等

### 二 日本語ノ語学力

第七十九条ノ四 前条ノ銓衡ニ合格シタル者ニ対シ各学部ニ於テ當該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル廿種的素養【学力】ニ就キ筆記、口述及【】其ノ他適当ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行フ

前項ノ銓衡ニ合格シタル者ニ付キ所定ノ手続ヲ經テ入学ヲ許可ス

第七十九条ノ五 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ

合格シタル者ニハ第二十三条ニ依ル卒業者ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス

第七十九条ノ六 大学院ニ二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績優良【好】ナル者ニ対シテハ本人ノ出願ニ依り教授会ノ議ヲ経テ学部長ノ申請アリタル場合總長ハ大学院研究證明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第七十九条ノ七 外国学生ノ試験手数料、検定料、入学料、授業料及攻究料ハ當該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徵収セサ【サ】ルコトヲ得

本改正ハ昭和十八年月日ヨリ之ヲ施行ス

## 附 則

### 一、第七十七条につき

外国学生は特別の銓衡によつて入学せしめその指導監督につきても特別の処置を講ずるも、その本質に於てはこれを日本人学生と同一のものとなく立場を探る。従つて、その学習、訓練、試験、採点等に於ても特別の取扱をなさず。

## 二、第七十八条につき

外國学生の指導監督につきては特別の注意を須む【用ひ】る必要あるにより、各学部に特別の指導機関【者】を設置せよ【き】當時その任に当らしむる外、特別の中央機関を設置し、隨時右各学部の指導機関【者】と連絡をとらしめてその完璧を期せんとす。

中央機関「東京帝國大学外國学生指導委員会」の構成は大略左の如くなすべし。

東京帝國大学外國学生指導委員会規程（案）

第一条 東京帝國大学ニ審〔外國〕学生ノ指導誘致ニ資スルタメ外國学生指導委員会ヲ置ク

第二条 本会ハ總長ノ監督ニ属シ左ニ掲タル事項ヲ協議シソノノ處理ニ當ルモノトス

第三条 本会ハ總長ノ監督ニ属シ左ニ掲タル事項ヲ協議シソノノ處理ニ當ルモノトス

一、外國学生ノ入学銓衡ニ關スル事項

二、外國学生ノ訓育指導ニ關スル事項

三、各学部ニ於ケル外國学生指導機関【者】ノ連絡ニ關スル事項

第四条 委員長ハ委員中ヨリ總長之ヲ委嘱ス

第五条 委員ハ左ニ掲タル者ヲ以テ之ニ充テ總長之ヲ委嘱ス

一、各学部教授中ヨリ各一名

二、学生主事若干名

三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ【若干名】

第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中ヨリ總長之ヲ委嘱ス

第七条 本会ニ書記廿【若干】名ヲ置キ總長之ヲ命ズ

第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ處理ス

第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ従事ス

附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

三、第七十九条につき

学部学生及大学院学生の収容予定人員は各学年最初は【開始に先づ予め】これを決定する必要あるべし。その際大学院学生につきては日本人の出願者なき場合に於ても将来日本人の出願者あることを予想し若干収容の余地を残す様に注意する必要あり。【▼】その他の学生【の数】につきては必ずしも初回確定【予め決定し置く】必要なるべきも、大体の最大限を定め、日本人学生の學習に支障なきを期するを適當とすべし。なお最大限を確【決】定せらる場合にはその都度当該学部長に於て総算數値並に其總長の決定を受くるを要する趣旨なり。

四、第七十九条ノ二につき

本条第一号中「我國」、「學校」等の如きの「學校」中には外国の学校の外、我国の【例へば高等工業学校高等商業学校等を卒業】者は其教育者等が付与する者に外國の学校卒業者同様の資格を認めるに當り得【も含む】趣旨なり。

第一号中「適當ナル機関」とは【例へば】国際学友会、満洲国留學生会、日華学会等の如き機関とし、別に調査の上之を協議決定し、将来其の【共】隨時その兼算【内容】を検討すべきものとす。但し我国の【官公立】学校卒業者につきては当該学校をもつて適當なる機関と認むることも妨げなかるべし。

大学院学生、選科生、聽講生及び研究生の入学資格につきては夫々第五十五条、第二十八条、第三十三条及び第三十七条の規定によるべきも左の点に留意すべきものとす。

とす。

(口) 選科生の入学はこれを許さざる方針とす。蓋し外国人を選科生として入学せしむることは從来学部学生として入学せしむることの殆んど不可能なる者につき特に開かれたる途にして本改正によりその必要なまきに至るが故なり。

(ハ) 聽講生につきては「適當ナル機関」の紹介あるものを考慮す。而して聽講生を志願したる理由をも調査し、各学部に於て嚴選方針によるべきものとす。

(二) 研究生につきては第三十七条の準用に當り当該国の大卒業を標準とす。  
(ホ) 女子につきても男子と同様の取扱を為す。但し学部学生としては当分の間入学を許可せざるものとす。

五、第七十九条ノ三につき

本銓衡は各学部の入学志願者につき共通にこれを行ふ趣旨なり。

六、第七十九条ノ四につき

本条の銓衡は必ずしも、同一問題につき画一的に行ふことを必要とせず。従つて、又第七十九条ノ二第一号の者と第一号の者との試験も別異に行ふを妨げざるべし。その結果、例へば中国人にして日本の高等学校を卒業したる者は日本学生に対する第七条第一項の試験と合併して試験をなしその成績につき本条第一項の銓衡を為すを妨げざるべし。これ等の点は各学部の定むる所によらしむる趣旨なり。

七、第七十九条ノ六につき

大学院研究證明書の雑型左の如し。

国籍 氏名

右ハ東京帝國大學大學院學生トシテ〇〇學部ニ  
於テ東京帝國大學教授〇〇〇〇指導ノ下ニ〇〇年

〔左記事項〕二就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス  
ノ事項ニ関シテ銓衡ヲ行フ

年 月 日

印 東京帝国大学総長位階勳等学位姓名印

〔体裁ニ関シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス〕

〔別紙〕

◇訂正は文部大臣宛て稟請段階での条文との違いを示す。  
東京帝国大学学部通則中改正

昭和十八年五月二十五日評議会可決

第十一 外国学生

第七十七条 外国人ニシテ学部学生（学部通則第二）、大学院学生、聽講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタルキ、《著》ヲ外国学生トス。《▼》外國学生ニ關シテハ第七十八条乃至第七十九条ノ七ノ定ムルト申《所》ニ依ル外学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聽講生又ハ研究生ニ関スル規定ヲ準用ス。

第七十八条 外国学生ニ対シテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我國文化ノ一般ヲ理解セシムルニ留意スルモノトス。

第七十九条 外国学生ノ収容予定人員ハ毎学年学部長ノ申請ニ依リ総長之ヲ定ム。

外国学生ハ定員外トナスコトヲ得

第七十九条ノ一 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ

一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者

二 高等学校高等科以上ニ相当スル学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ適當ナル機関ノ推薦アリタル者

第七十九条ノ三 外国学生タラントスル者ニ対シテハ別ニ定ムル機関ニ於テ左ノ事項ニ関シテ銓衡ヲ行フ

一 履歴、人物、思想、健康等

二 日本語ノ語学力

第七十九条ノ四 前条ノ銓衡ニ合格シタル者ニ対シ各学部ニ於テ当該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行フ

前項ノ銓衡ニ合格シタル者ニ付キ所定ノ手続ヲ経テ入学ヲ許可ス

第七十九条ノ五 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ第二十三条ニ依ル卒業者ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス。

第七十九条ノ六 大学院ニ一年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ対シテハ本人ノ出願ニ依リ教授会ノ議ヲ経テ学部長ノ申請アリタル場合總長ハ大学院研究證明書ヲ附与スルコトアルヘシ。

第七十九条ノ七 外国学生ノ試験手數料、検定料、入學料、授業料及攻究料ハ當該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徵收セサルコトヲ得

附 則

本改正ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

覚 書

一、第七十七条につき  
　　外国学生は特別の銓衡によつて入学せしめその指導監督につきても特別の処置を講ずるも、その本質に於てはこれを日本人学生と同一のものとなく立場を採る。従つて、その学習、訓練、試験、採点等に於ても特別の取扱をなさず。

二、第七十八条につき  
　　外国学生の指導監督につきては特別の注意を用ひる必要あるにより、各

学部に指導者を置き常時その任に当らしむる外、特別の中央機関を設置し、

隨時右各学部の指導者と連絡をとらしめてその完璧を期せんとする。

中央機関〔東京帝国大学外国学生指導委員会〕の構成は大略左の如くな  
すべし。

#### 東京帝国大学外国学生指導委員会規程

第一条 東京帝国大学ニ外国学生ノ指導誘掖ニ資スルタメ外国学生指導委員  
会ヲ置ク

第二条 本会ハ總長ノ監督ニ属シ左ニ掲タル事項ヲ協議シソノ処理ニ當ルモノ  
ノトス

#### 一、外国学生ノ入学銓衡ニ関スル事項

#### 二、外国语学生ノ教育指導ニ関スル事項

#### 三、各学部ニ於ケル外国语学生指導者ノ連絡ニ関スル事項

#### 第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

#### 第四条 委員長ハ委員中ヨリ總長之ヲ委嘱ス

#### 第五条 委員ハ左ニ掲タル者ヲ以テ之ニ充テ總長之ヲ委嘱ス

#### 一、各学部教授中ヨリ各一名

#### 二、学生主事若干名

#### 三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ若干名

#### 第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中ヨリ總長之ヲ委嘱ス

#### 第七条 本会ニ書記若干名ヲ置キ總長之ヲ命ズ

#### 第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル

#### 委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

#### 第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ處理ス

第十一条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ從事ス

#### 附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

#### 三、第七十九条につき

学部学生及び太学院学生の収容予定人員は各学年開始に先ち予めこれを  
決定する必要あるべし。その際太学院生につきては日本人の出願者なき  
場合に於ても将来日本人の出願者あることを予想し若干収容の余地を残す  
様に注意する必要あり。

その他の学生の数につきては必ずしも予め決定し置く必要なかるべきも、  
大体の最大限を定め、日本人生徒の學習に支障なきを期するを適當とすべ  
し。なほ最大限を決定せざる場合にはその都度當該学部長に於て總長の決  
定を受くるを要する趣旨なり。

#### 四、第七十九条ノ二につき

本条第一号の「学校」中には外国の学校の外、我国の例へば高等工業學  
校高等商業學校等をも含む趣旨なり。

第一号中「適當ナル機関」とは例へば國際學友会、滿洲國留日學生會、  
日華學會等の如き機關とし、別に調査の上之を協議決定し、將來共隨時そ  
の内容を検討すべきものとす。但し我国の官公立學校卒業者につきては當  
該學校をもつて適當なる機關と認むることも妨げなかるべし。

大學院學生、選科生、聽講生及び研究生の入学資格につきては夫々第五  
十五條、第二十八條、第三十三條及び第三十七條の規定によるべきも左の  
点に留意すべきものとす。

(イ) 大學院學生につきては各学部に於て内規を設け厳選方針を探るもの  
とす。

(ロ) 選科生の入学はこれを許さざる方針とす。蓋し外国人を選科生とし  
て入学せしむることは從来學部學生として入学せしむことの殆んど不  
可能なる者につき特に開かれたる途にして本改正によりその必要なきに  
至るが故なり。

(ハ) 聽講生につきては「適當ナル機関」の紹介あるものをも考慮す。而  
して聽講生を志願したる理由をも調査し、各学部に於て嚴選方針によるべ

きものとす。

(二) 研究生につきては第三十七条の準用に当り当該国の大卒業を標準とす。

(ホ) 女子につきても男子と同様の取扱を為す。但し学部学生としては当分の間入学を許可せざるものとす。

#### 五、第七十九条ノ三につき

#### 六、第七十九条ノ四につき

本条の銓衡は必ずしも同一問題につき画一的に行ふことを必要とせず。従つて、又第七十九条ノ一第一号の者と第二号の者との試験も別異に行ふを妨げざるべし。その結果、例へば中国人にして日本の高等学校を卒業した者は日本学生に対する第七条第一項の試験と合併して試験をなしその成績につき本条第一項の銓衡を為すを妨げざるべし。これ等の点は各学部の定むる所によらしむる趣旨なり。

#### 七、第七十九条ノ六につき

大学院研究證明書の雛型左の如し。

印	東京帝国大学總長位階勲等学位姓名	
記		
年	月	日

#### ◎参考資料一七一一 学部通則第五ノ七条(現行)

第二十八条 選科生トシテ入学ヲ許可スヘキ者ハ満十九年以上ノ男子ニシテ其

ノ選抜スル科目ヲ學修スルニ足ルヘキ学力アル者ニ限ル

前項ノ学力ハ学部ニ於テ入学試験ヲ行ヒ若クハ無試験検定ニ依リ之ヲ認定ス▲

入学試験及無試験検定ニ関スル規則ハ各学部ニ於テ之ヲ定ム

#### ◎参考資料一七一二 学部通則第五ノ七条(現行)

##### 第五条 入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ如シ

一、高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者

二、学部ニ於テ試験ヲ行ヒ高等学校高等科ヲ卒ヘタル者ト同等以上ノ学力アリ認メタル者

前項第二号ノ試験ハ之ヲ高等学校ニ委託スルコトアルヘシ

第六条 法学部、文学部及経済学部ニ在リテハ高等学校及学習院ノ高等科文科ヲ卒ヘタル者、医学部 第一工学部、理学部、農学部及第二工学部ニ在リテハ高等学校及学習院ノ高等科理科ヲ卒ヘタル者ハ他ノ志願者ニ先チ入学ヲ許可ス

第七条 前条ニ掲タル入学志願者ノ數各学部又ハ各学科ノ収容予定人員ニ超過スルトキハ学部ニ於テ選抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許可スヘキ者ヲ定ム但シ収容予定人員ニ充タサル場合ト雖モ適宜銓衡ヲ行フコトアルヘシ

前条ニ掲タル者ヲ入学セシメタル後尚顧員アル場合ニ於テ其ノ以外ノ入学志願者ニ付テモ亦前項ニ同シ

選抜試験ニ關スル規則ハ各学部ニ於テ之ヲ定ム

#### ◎関連資料一七一五 学部通則中改正稟請

①東京帝国大学總長位階勲等学位姓名  
②大府第八三一号、③決裁六月三日、④校合印「未判読」、⑤発送六月三日⑥  
〔③と同一〕、⑦完結印空欄、⑧取扱者空欄、⑨起案昭和十八年五月二十六日、  
(体裁ニ關シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス)

⑧ 総長⑩ 「内田」、庶務課長⑪ 「石井」、事務官⑫ 「伊藤」、掛長⑬ 「小林吟」、  
重郎⑭ 「会計課長⑮ 「進藤」、事務官⑯ 「宮内」、⑰ 「桜井」

案

年月日

総長

文部大臣宛（五月三十一日附発送ノコト）

本学学部通則中別紙ノ通改正致度ニ付御許可相成度此段及裏諸候也

▽右欄外上部に「東会議第一七六号」

〔別紙〕

東京帝国大学学部通則中改正

第十一 外国学生

第七十七条 外国人ニシテ学部学生（学部通則第二）、大学院学生、聴講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタル者ヲ外国学生トス  
外国语学生ニ關シテハ第七十八条乃至第七十九条ノ七ノ定ムル所ニ依ル外学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聴講生又ハ研究生ニ關スル規定ヲ準用ス

〔第七十八条～七十九条ノ七は、評議会決定と全く同文なので略す〕

附 則

本改正ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔別紙続き〕

「各条を、条毎に対比しているだけなので、各条の条文は略す」

## ◎ 関連資料一七一六 学部通則中改正認可

〔文部省用紙に書かれている。〕

東大専四八号

東京帝国大学

現

行

改

正

第七十七条〔省略〕

第七十七条〔省略〕

昭和十八年五月三十一日附東大庶第八三一号稟申其ノ学学部通則中改正ノ件許可ス

第七十八条〔省略〕

第七十八条〔省略〕

昭和十八年六月一日

第七十九条〔省略〕

第七十九条〔省略〕

文部大臣子爵岡部長景固

第七十九条〔省略〕

第七十九条ノ二〔省略〕

第七十九条ノ三〔省略〕

第七十九条ノ四〔省略〕

第七十九条ノ五〔省略〕

第七十九条ノ六〔省略〕

第七十九条ノ七〔省略〕

▼上部から下へ向かって「供閑」、総長⑩、「内田」、庶務課長⑪、「石井」、事務官⑫、「伊藤」、会計課長⑬、「進藤」、事務官⑭、「宮内」

▼下部に庶務課受付印「昭和十八年七月五日、庶第八三一号」

▼下部に「⑩ 小林吟「吟重郎」、向手、桜井」

▼右下欄外に「検了」の朱印

案

年月日

各学部長  
会計、学生両課長 宛

庶務課長

学部通則中改正二閲スル件

①東庶第八三一号、②決裁七月五日、③校合⑩「向手」、④発送七月五日⑪「未判読」、⑤完結日空欄、⑥取扱者空欄、⑦起案日昭和十八年七月五日、⑧総長

[内田]、庶務課長⑪、「石井」、事務官⑭、「伊藤」、掛長⑬、「小林吟「吟重郎」」

△「進藤」、事務官⑫、「宮内」、⑩「桜井」

◎関連資料一七一七 学部通則中改正の達

①大達第六号、②決裁七月五日、③校合⑩「向手」、④発送七月五日⑪「向手」、  
⑤完結日空欄、⑥取扱者空欄、⑦起案日昭和十八年七月五日、⑧総長⑪「内田」、  
庶務課長⑩「石井」、事務官⑫、「伊藤」、掛長⑬、「小林吟「吟重郎」」、会計課長  
⑩「進藤」、事務官⑫、「宮内」、⑩「桜井」

達案

本学一般

覚書

〔別紙〕

〔評議会決定の「覚書」と同一印刷物であるので省略。東京帝国大学外国学生指導委員会規程  
指導委員会規程中の施行日も空欄のままである。〕

総長

△冒頭右上に「急」の朱印

〔別紙〕

東京帝国大学学部通則中改正

第十一 外国学生

〔第七十七条～七十九条ノ七は、文部大臣へ稟請のものと全く同文につき略す〕

附 則

本改正ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

\*簿冊「昭和十六年以降 官制諸規定等改廃調 教務掛」中の資料には、ペン  
で「十五」の書き込みがある。

◎関連資料一七一八 学部通則中改正ニ関スル件

(じょさわ じゅん 大学院教育学研究科研究生)